

平成23年第5回美幌町議会定例会会議録

平成23年 6月21日 開会

平成23年 6月23日 閉会

平成23年 6月21日 第1号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)

日程第 3 行政報告

日程第 4 一般質問

1 番 新 鞍 峯 雄 君
5 番 中 嶋 すみ江 君
6 番 松 浦 和 浩 君
9 番 坂 田 美栄子 君

○出席議員

1 番 新 鞍 峯 雄 君	2 番 大 江 道 男 君
3 番 早 瀬 仁 志 君	4 番 柏 葉 久 子 君
5 番 中 嶋 すみ江 君	6 番 松 浦 和 浩 君
7 番 上 杉 晃 央 君	8 番 岡 本 美代子 君
副議長 9 番 坂 田 美栄子 君	10 番 宗 像 密 琇 君
11 番 大 原 昇 君	12 番 吉 住 博 幸 君
13 番 橋 本 博 之 君	議長 14 番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	農 業 委 員 会 長 鈴 木 幸 往 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 加 藤 茂 君	監 査 委 員 宗 像 密 琇 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副 町 長 染 谷 良 君	総 務 部 長 浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長 馬 場 博 美 君	経 済 部 長 平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長 磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長 大 村 英 則 君
会 計 管 理 者 鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長 糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹 高 崎 利 明 君	電 算 主 幹 植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹 丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹 平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹 村 田 純 一 君	税 務 主 幹 大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹 石 田 勇 一 君	児 童 支 援 主 幹 佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹 岩 田 憲 次 君	福 祉 施 設 主 幹 高 木 恵 一 君
健 康 推 進 主 幹 立 花 八 寿 子 君	農 政 主 幹 谷 川 明 弘 君
公 社 主 幹 広 島 学 君	耕 地 林 務 主 幹 伊 成 博 次 君

商工観光主幹	戸井田 准 一 君	施設管理主幹	門 別 孝 志 君
住宅建築主幹	佐 藤 修 君	水道主幹	澤 畠 雅 俊 君
病院総務主幹	橋 本 美 典 君	事務連絡室次長	篠 永 幸 男 君
教 育 長	川 崎 俊 郎 君	教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君
学校教育主幹	藤 原 豪 二 君	学校給食主幹	伊 原 薫 君
社会教育主幹	小 西 守 君	文化ホール 建設準備主幹	石 坂 聡 君
スポーツ振興主幹	田 村 圭 一 君	農委事務局長	嶋 田 秀 行 君
選管事務局長 監査委員室長	武 田 孝 司 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	高 坂 登 貴 雄 君	次 長	荒 井 紀 光 子 君
議 事 係 長	小 室 保 男 君	庶 務 係 長	松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第5回美幌町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さんを指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る6月15日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕 おはようございます。

平成23年第5回美幌町議会定例会の開会に当たり、6月15日議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、人事案件2件、議案10件、報告案件5件ほかであります。

本日21日、第1日目は、まず町長から行政報告があります。なお、追加行政報告である降ひょうによる農作物の被害状況については、質問がある人は1人3回まで質問を認めることといたしました。その後、一般質問に入りますが、通告順に、新鞍峯雄さん、中嶋すみ江さん、松浦和浩さん、坂田美栄子さんの4名を予定しています。

第2日目、22日は、前日につづいて、宗像密瑠さん、岡本美代子さん、大江道男さん

の一般質問を行います。なお、美幌町自治基本条例に基づき、本定例会から一般質問における町長等の反問をすべての質問事項について認めるものとしたため、この場合、反問があったときは一般質問の持ち時間を30分拡大し、最大90分までといたしました。この取り扱いについては、今後、試行錯誤を重ねながらの制度でありますので、この目的は、この制度を高めることを念頭に置いております。したがって、平成24年3月までに議会規則の改正を行う予定でもあります。

町長等におかれましては、議会改革に向けた新たな試みに、理解と協力をお願いいたします。

第2日目は、一般質問終了後に議案審議に入ります。同意第3号から同意第4号、議案第36号から議案第41号までを予定しています。

第3日目、23日は、前日に続いて議案審議を行います。議案第42号から議案第45号まで、報告第4号から報告第8号まで、その他の案件を審議いたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を6月21日から23日までの3日間といたします。なお、審議の進行状況によっては、日程の変更が生じる場合もございますので、皆さんの理解と協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から6月23日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、山内教育委員会委員長、本日以降欠席、鈴木農業委員会会長、明日以降欠席、加藤選挙管理委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成23年第5回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝申し上げますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、5月13日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画いたしております工事件数34件のうち、土木工事1件、上水道工事1件の計2件の発注をいたし、消化率では件数で5.9

%、工事額で18.3%となっております。

なお、債務負担行為により施工しております第131号道路外3改良舗装工事（2件）は、平成23年9月6日で、第Ⅲ期埋立処分場浸出水処理施設建設工事（2件）は、平成24年2月29日までに、（仮称）文化ホール建設工事（3件）は、平成24年6月29日で、それぞれ完成する予定となっております。

また、繰越明許費による工事（8件）は、土木工事3件、建築工事2件の計5件の発注をいたし、未発注工事3件となっており、発注済み工事については、平成23年12月9日までに完成する予定となっております。

第2に、農作物の生育状況についてであります。

本年の雪解けは平年より3日早く、4月上旬は平均気温、日照時間も平年を上回りましたが、5月の前半は低気圧や気圧の谷の影響により雨が断続的に降り、気温も低く、日照時間についても平年よりかなり低くなったことなどから、植えつけ作業が平年よりおこなわれている状況であります。

このような気象、農作業の状況から、各作物の5月15日現在の生育状況は、水稻は苗の生育が3日おくれで推移しています。秋まき小麦は、平年並みであります。春まき小麦は、出芽も良好で、生育状況は1日おくれで平年並みであります。てん菜は、移植作業が平年より5日おくれでおり、生育状況は平年より3日おくれで推移しております。玉ねぎは、移植作業も順調に進み、生育状況は平年並みであります。

なお、4月から5月15日までににおける気温、降水量、日照時間については、参考資料のとおりであります。

追加行政報告としまして、第3に、降ひょうによる農作物の被害状況についてであります。

6月10日の午後から上空に寒気の入った影響で大気の状態が不安定となり、オホーツク管内を中心に局地的なひょうや雷を伴う激

しい雨に見舞われ、本町におきましては午後5時50分ころから激しい雨と降ひょうにより、農作物に被害を受けたところでありませぬ。

翌11日に農業改良普及センター、農業協同組合及び町などの農業関係機関による現地調査の結果、農作物の推計被害面積は533ヘクタールであり、特に瑞治地区、昭野地区、美和地区、豊幌地区、福住地区、日並地区の被害が他の地区より大きくなっておりませぬ。被害金額については、今後の生育状況によるため、現時点では想定できない状況にあります。

農作物別の被害状況につきましては、玉ねぎは極早生品種の葉が折れたり、傷がつくなどの被害が153ヘクタールで、一部廃耕にせざるを得ない圃場も見受けられますが、今後、徹底した防除を行い、病気の発生を防ぐようをお願いをしているところであります。

麦類は、茎が折れた被害が114ヘクタールであり、出穂期直前のため今後の経過を見守る必要があります。

てん菜は、葉に穴があいたり、ちぎれた被害が206ヘクタールで、今後の生育のおくれが予想されますが、防除の徹底で被害の拡大を最小限に抑えられる見込みであります。

その他は、バレイショが39ヘクタール、ニンジンが8ヘクタール、大豆が6ヘクタール、アスパラガスやキャベツなどの葉菜類が7ヘクタールの被害状況となりました。

なお、一部表土が流され道路に流出するなど、被害程度の高い圃場もありますが、生育がまだ早い時期のため、今後の防除作業の徹底など適切な管理により、作物が回復することを期待するところであります。

被害に遭われた農業者の方々に、心からお見舞いを申し上げますとともに、被害が最小限となるよう、今後、万全の対応を関係機関、団体等と進めてまいりたいと考えております。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

まず、本町の副町長、染谷良氏は、平成23年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく御同意を賜りたいのであります。

次に、本町監査委員本多忠夫氏は、平成23年5月11日をもって本職を辞されたので、後任に、高木清氏を選任することについて御同意を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第36号は、ロータリ除雪車を北海道市町村備荒資金組合より取得することについて、議決をいただきたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第37号は、駒生川関連第7号橋橋梁下部建設工事の契約について、入札結果に基づき議決をいただきたいのであります。

条例の改正について。

議案第38号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、医師の増員や診療科目の増設に伴う医療技術者及び看護師の増員など、医療体制の充実を図るための改正を行おうとするものであります。

議案第39号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第40号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、健全化な財政運営の確保及び行政改革の推進を図るため、特別職等の給与月額を任期中に限って減額しようとするものであります。

議案第41号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の改正に伴い、東日本大震災被災者に対する特例適用及び非課税制度の創設と、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるための改正を行おうとするものであります。

各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとして、地域公共交通活性化・再生総合事業負担金として857万5,000円。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として4,181万2,000

円。戸別所得補償制度推進事業費補助金として299万9,000円。間伐材安定供給コスト支援事業補助金として351万円などの増額補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計については、保険税還付金の増額を、公共下水道特別会計については公共汚水樹設置工事費の増額を、病院事業会計につきまして、重要な資産の取得を設定するための補正を行おうとするものであります。

報告事項について。

まず、繰越明許費についてであります。平成22年度一般会計予算に計上しておりました庁舎玄関改修事業ほか13事業の一部について年度内執行が困難なため、平成23年度に繰り越しをいたしましたので、御報告を申し上げます。

次に、株式会社美幌峠牧場振興公社及び財団法人美幌みどりの村振興公社について、それぞれ平成22年度に係る経営状況の報告書が提出されましたので、御報告を申し上げます。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（古館繁夫君） ただいまの追加行政報告についてのみ質問を許します。

質問は、1人、3回までといたします。

6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 追加行政報告の中におきまして、農作物の被害という報告があり、その中に土砂の流出等の被害の圃場もあるという説明がありますが、関連といたしまして、数日前、委員会等の中で農作物以外に道路の土砂の流出だとか、そういう部分も数カ所あるということ報告を受けまして、町内、要するに農業被害以外の被害の状況がどのような形だったのか、また、その後の対策

はどうなったのかをお聞きしたいです。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） まず、私のほうから建設水道部の所管に対しまして道路施設、またはそれについての御報告、被害状況の説明をさせていただきたいと思っております。

路面・路肩決壊、小規模の路肩決壊ということで7カ所、それから土砂の流出、というのは、圃場の流出、取りつけ道路とかが埋まって、土砂の流出という形で町道の部分については23カ所、側溝がそれによりまして埋まったりとか、排水管の閉塞が5カ所、それから簡単な改良されていません砂利道のガリ浸食というか、水の流れた後の路面洗掘ということで37カ所でございます。これにつきましては直営班、または一部うちのほうの手が回らないところについては、当初予算の中で対応しております。対応は、この10日以降しておりますけれども、また17日の夜、そういうのがありましたので直したところ、またそれからそういう部分で被災を受けている箇所がありまして、随時、今、直営班の中で、または当初予算の中で対応している状況であります。

○議長（古館繁夫君） ほかに質問ありませんか。

10番宗像さん。

○10番（宗像密琇君） ただいま報告いただいたのですが、引き続き同じ点ですけれども、以前にこういう被害があったときに、道路に土砂、または上の畑から流れ込んできて河川に土砂が入ったとか、いろいろな事件があったのですが、その時点においては、例えば上の畑でいわゆる畑を改良して、一部業者のミスによって流れ出たと、そのようないわゆる検証が済んでいるのか済んでいないのか、その辺伺いしておきたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今の御質問の事例に関しましては、そういう事業とかの形の中で影響した土砂、洗掘流出という箇所につきましては、今のところ大きな箇所は2

カ所あります。そして駒生に関係しましては、上のほうの区画整理した中で土砂の流出をしたということの部分の中では、地権者であります大空町の所有者と原因者負担という部分の中で、できる最小限のものを現在対応していただいております。

あと、田中のほうについては、今の圃場の絡みで区画整理だとかいろいろな形の中で、低い圃場の中で土砂が来て、低いほうの圃場の方が、そういう形の部分で被害を受けていると。区画整理であった附带施設という側溝だとかいろいろの形の部分の中で、どういう形であるのか、地権者の中の話し合いを進めた中で対応していく、今のところの状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像さん。

○10番（宗像密瑠君） よくわかりました。

以前の場合うやむやのうちに、わけわからなくなってしまうという経過がございますので、後ほどわかり次第また報告いただけるのかどうか、その辺お尋ねしておきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今、うちのほうで農業者や面的な部分の今までの補助をかけた中の事業の中でいろいろやっておりますけれども、もともとの補助の持っている施設というか、所管する地権者の管理する部分だとか、またはそれは町で管理する部分、またはその部分の占用を受けた中の許可条件だとか、余りはつきりされないところがありますので、そういうことを踏まえた中で検討をして、きちっと今後の管理を含めた中で管理責任とか、そういう形の部分で明確になるような方向性を検討していきたいと思いますので、ちょっと時間かかりますけれども、そういう形の部分、できれば報告させていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質問なしと認めます。

これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました4項目4点について質問させていただきます。

まず、財政再建についてであります。

平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法が成立し、平成21年4月に施行されました。借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合であらわした実質公債費比率18%を超えると、新たな借り入れに対して国の許可が必要になり、25%を超えると、単独事業に対する借り入れが制限されます。

美幌町の実質公債費比率は、平成20年度が19.9%、平成21年度は18.6%、平成22年度であります。中期財政試算によりますと16.7%でありますけれども、まだまだ厳しい状況と言えます。平成23年度の当初予算は、3月11日の東日本大震災発生以前に編成され、3月の定例議会で承認されております。総額、約186億3,000万円、前年度よりも8億8,000万円、比率にして4.9%の増加となっております。私が危惧しておりますのは、今、日本は国と地方を合わせた長期債務残高が900兆円を超える、先進国では最悪の水準と言われております。この膨大な赤字に、さらに東日本大震災の復興予算が加算されようとしていることでもあります。

町の財源で、大きなウエートを占める今年度分の地方交付税38億4,000万円が果たしてどうなるのか、町民税などの自主財源も減少傾向にあります。当然、平成24年度以降の地方交付税に対しましても厳しい予測

が必要であります。国家財政の危機は、美幌町の財政にも大きな影響を与えるとの認識のもと、今こそ危機感を持って財政の健全化に向けた改革を本気で進めなければ、早期健全化団体に入るおそれは十分に考えられます。東日本大震災の発生が、美幌町の財政状況にどのような影響を及ぼすのか、町長に説明願います。

2点目でありますけれども、(仮称)文化ホールの完成記念事業について質問申し上げます。

(仮称)文化ホールの建設は、今、順調に進んでおり、平成24年10月には完成予定であります。来年は開設125年でもあり、こけら落としとしていろいろ計画されていると思いますけれども、文化ホール完成記念事業として、NHKのど自慢の開催を考えてみてはどうでしょうか。美幌町で、NHKのど自慢放送が行われたのは、今から29年前の昭和57年8月、予選会は町民会館、本番はスポーツセンターで実施されております。

毎週日曜日の昼時、全国津々浦々を会場に放送されており、視聴率も二けたをマークしております。何よりも美幌町を全国に幅広くPRできる絶好のチャンスであります。早い時期、今からでも考えてみてはどうでしょうか、文化ホールの記念事業としての考えをお聞かせください。

3点目でございます。町道の維持管理。

今、道路は、なくてはならない存在になっております。しかし、美幌町の道路は、地域によって路盤が悪いために、雨水ます、汚水ますが沈下していたり、逆に飛び出している箇所が数多く見受けられます。縁石なども壊れて、放置されたままになっている箇所が数カ所ある。特に、旭団地周辺の通学区域に多く見られ、通行にも支障を来し、早急な整備が必要とされます。住民の安全な交通を守るためにも、道路整備は非常に重要であり、補修のおくれは生命の危険にもつながります。財源の確保は当然のことながら、日ごろのチェック体制のあり方と対策をお伺いしま

す。

4点目でございます。しゃきっとプラザの利用促進についての質問です。

町民の健康づくりの拠点施設、また、保健福祉の複合施設として、平成16年10月に開設し、ことしで7年目を迎えるようとしているしゃきっとプラザ、これまでにさまざまな教室や事業を実施することで、健康増進、医療費減少などに着実に成果を上げております。

現在、町の人口約2万1,500名のうち、約6,000名の町民の方、これは65歳以上であります。健康で長生きするためにも、低料金で利用できる町の施設として、広報紙などでPRしてはいますが、さらにより多くの町民の皆様にご利用いただけるよう半年、または1年に1回、保存版と称してA3サイズのPR版を広報紙の発行とともに出されてはどうかと思います。町長の見解をお伺いします。

以上、4点についての質問であります。

○議長(古舘繁夫君) 町長。

○町長(土谷耕治君)〔登壇〕新鞍議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、財政健全化についてでございますが、その前に、2番目の(仮称)文化ホールの完成記念事業については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

まず、平成21年4月から全面施行された財政健全化法であります。それまでの財政再建法と異なり、財政健全化の過程に早期健全化、財政再生の2段階スキームを盛り込み、財政破綻する前の予防策を初めて法的に義務づけたことが、最も特徴的だと思います。そして判断基準として、全会計を含め四つの指標が用いられ、現在、本町でも最も危惧されているのは、御指摘の実質公債費比率であります。この実質公債費比率は、地方債における許可制度が平成17年度から協議制度へ改正されたときに、新たに設けられた指標で、本町のこれまでの状況は平成17年度

のスタート時点では23.3%と非常に高く、全国類似団体132団体中ワースト1位と、最悪な状況でありましたが、それ以降、新発債の抑制や繰り上げ償還を行い、毎年改善され、平成22年度決算見込みでは、初めて協議団体となる予定であります。算定式の母数である標準財政規模が小さくなれば改善してしまうことから、予断を許さない状況にあります。

しかし、自治体の財政状況をこれらの財務指標のみで判断することは危険であり、人口の推移と年齢構成、地域経済の動向、社会保障費の推移、住民ニーズの変化、自主財源の推移、地方交付税の推移、地方債残高、積立金残高、財政投資事業等のあらゆる視点に立って判断しなければならず、本町においては、これらを総合的に判断したとき、将来の少子高齢化という未知の人口構造の変化の中で、厳しい財政運営を強いられることは、容易に予想される場所です。

次に、膨大な長期債務を抱える我が国において、さらに東日本大震災の復興予算が必要となることによる本町の予算への影響についてのお尋ねであります。その中で当初予算の前年度からの伸びについて触れられておりますが、対前年比4.9%の増は、債務負担事業である（仮称）文化ホール整備事業や子ども手当の拡充などによるものであることを御理解願いたいと思います。

そこで御承知のとおり、現在、政府においては東日本大震災の復興対策を盛り込んだ補正予算の編成を急いでいる場所です。巨額な財政捻出が最大の課題となっております。国債の発行や国家公務員給与の削減、消費税等基幹税の増税など、さまざまな検討を行っている最中ですが、増税に対しては景気の低迷を誘因するとの慎重論もあり、今は国の動向を見守る時期と考えます。

本年度の普通交付税につきましては、6月交付分までは前年度ベースで交付されており、例年どおり7月上旬に本算定を予定しておりますが、現在のところ特別枠として1、

200億円の追加以外、震災による算定の影響についての情報は入っておりません。本年度の地方交付税への影響があるとするなら、特別交付税の3月交付分が懸念される場所です。それ以上に来年度以降、相当影響が出るのではないかと危惧している場所です。今後においてもさらなる健全化に取り組み、手綱を緩めることなく将来に向け、安定した財政基盤の構築を図ってまいりたいと思います。

東日本大震災の発生が、我が町の財政にどう影響するかということですが、このたびの震災は大津波に原発事故が重なり、我が国にとってはかり知れない大惨事と化し、何よりも小さな子供からお年寄りまで、本町の人口を超える犠牲者を出した場所。また、今もお約9万人が避難所での暮らしを強いられている場所。最大の打撃と受けとめております。被災地の復興はむろんのこと、我が国をいかに再建するかという日本全体の問題であり、国、全国の地方自治体、そして全国民が支え合って取り組んでいかなければならない場所と受けとめておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、町道の維持管理について。

町道の維持管理体制のあり方とその対策についてであります。本町における道路整備につきましては、町道整備計画に記載されている路線の中から、毎年、現地調査を行いながら、緊急性の高い路線及び利用頻度が高い路線を中心に、5カ年を基本として計画的な整備を行っております。

また、凍上などにより生じた雨水ますや汚水ます回りの段差修繕や陥没などによる道路の補修については、車両及び歩行者などの通行に支障がある箇所を随時行っているほか、毎年、除雪で支障となる雨水ますやマンホールの高さ調整を行っております。

質問の趣旨であります日ごろのチェック体制についてですが、パトロールカーによる巡回パトロールを初め、道路・公園維持管理に従事している臨時職員及び建設グループ職員

が、作業中、または外勤の際にパトロールを兼ねた対応を行っておりますが、隅々まで行き届かないのが現状となっております。今後におきましては、日ごろのパトロール強化を図りながら、自治会などとの連携を図り、車両及び歩行者等の安全確保に努めるとともに、限られた予算で効率的な整備の執行に努力してまいり所存でありますので、御理解のほどよろしくをお願いをいたしたいと思いません。

次に、しゃきっとプラザの利用促進について。

利用促進に向けたPR版の作成と配付についてであります。美幌町保健福祉総合センターしゃきっとプラザは、赤ちゃんからお年寄りまでの保健サービス、高齢者や障害者（児）への福祉サービス、そして住民みんなの健康づくり実践機会を一体的に提供する保健と福祉の複合施設として、平成16年10月にオープンし、6年8カ月が経過しました。健康遊浴室、運動指導室の利用者数につきましては、年々増加傾向にあり、平成22年度は4万2,757人と、過去最高の利用者数を記録したところでございます。

利用者が増加している主な要因といたしましては大きく三つが考えられ、一つ目としましては、平成21年4月から共通利用券の引き下げ、1施設限定券廃止により、利用しやすいように料金の改定を行ったこと。二つ目としましては、週14種類の健康運動や水中運動、介護予防の教室を開催し、新たに運動を行うきっかけづくりを継続して実施していること。三つ目は、安全で効果的な健康運動や介護予防の助言が行えるよう健康運動指導員全員を対象とした研修の開催や、新規健康運動指導員を対象とした研修会を開催し、資質の向上を図っていることなどが考えられます。

さらに、今後といたしましては、町立国保病院や保健師との連携を強化しながら、運動の個別指導内容の検討を行うなど、指導内容の充実を図りたいと考えております。

御質問のありました広報等を利用したPR活動ですが、現在は広報びほろに、3月、7月、11月の年3回教室開催の記事掲載によるPRや、昨年3月に作成しました健康づくりマニュアルをイベントや教室利用者、各種団体への配付によりPRなどを積極的に実施しております。

今後ますます高齢率が高まる中で、健康づくり、介護予防を推進することは医療費抑制にもつながることから、半年ごとに教室開催スケジュールや内容など、健康遊浴室や運動指導室をわかりやすく記載したA3の保存版用案内を作成し、広報紙、ホームページなどによりPRを行い、新たな利用者を含む利用者数の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくをお願いをいたしたいと思いません。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは、2点目の（仮称）文化ホールの完成記念事業について御答弁を申し上げたいと存じます。

御質問の（仮称）文化ホールの完成記念事業として、NHKのど自慢放送の開催を考慮してはどうかについてであります。NHKのど自慢の場合、開催場所の規模が1,100席以上との制約もあり、ホール規模から（仮称）文化ホールでの開催は不可能であります。しかしながら、NHKで開催しております公開番組は、のど自慢のほか、歌謡、演芸、バラエティ、カルチャー、子供向けなど多くのジャンルがあり、それぞれに開催場所の規模、ステージサイズ、必要備品などの要件が決められており、それらの中には（仮称）文化ホールでの開催が可能な番組もあります。そのようなことから、NHK北見放送局との間で、文化ホールでの開催可能な公開番組について協議を行うなど、招致の可能性も含め検討してまいりたいと考えております。

（仮称）文化ホールオープニングでの記念

事業の基本的な考え方としまして、子供からお年寄りまで多くの町民にかかわっていただく中、文化関係者や団体の力が結集した記念のお祝いにいたしたいと考えております。現在、文化連盟など文化活動団体との意見交換を既に始めており、その内容を踏まえ、(仮称)文化ホールオープニングに合わせた記念事業として取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(古舘繁夫君) 1番新鞍さん。

○1番(新鞍峯雄君) 再質問をさせていただきます。

まず、1番の財政健全化についての再質問でありますけれども、財政健全化法が施行されて2年を経過しましたが、この法律の果たす役割は非常に大きいと言えます。美幌町の財政は、一時危機的状況にありましたけれども、ここ二、三年若干よくなってきておりますけれども、まだまだ厳しいと言えます。

町長は、先ほど自治体の財政状況を財務指標のみで判断することは危険であり、あらゆる視点に立って、総合的に判断しなければならないと発言しています。しかし、この後、将来の少子高齢化という未知の人口構造の変化の中で、厳しい財政運営を強いられることは、容易に予想されると発言しています。

このことは、私がさきに発言した町民税と地方交付税の減少は、美幌町の財政がさらに厳しくなる今こそ危機感を持って改革を本気で進めるべきと、強く訴えたつもりであります。まさにそのとおりではないかと。東日本大震災発生からきょうで100日を超えております。被災した42市町村の6割が、現在も生活再建のめどが全く立っていない状況にあります。宮城県では、12市町村すべてが財政再生団体に陥る、非常に厳しい状況にあります。このように多くの被災者の悲しみ、苦しみは、私たちの想像をはるかに超えたものであります。

さらに、さまざまな痛み、これをみんなで支え合い、助け合っていかなければ本当に厳

しいものになります。町の限られた予算、これに対する配分、配分に伴う優先順位、これは行政のかじ取り役であります町長の重要な責務と考えます。厳しい財政に対する私のこの強い思い、どうか真剣にとらえて、美幌町のキャッチフレーズである真の「キラリ夢輝く町」になるよう最善の努力をお願いしたいと願っております。ところで、町長は、今後においてもさらなる健全化に取り組みとありますが、具体的にどのように取り組むのか説明願います。

次に、(仮称)文化ホールの完成記念事業……。

○議長(古舘繁夫君) 新鞍さん、今、お尋ねしたので、お座りいただいて、町長から。

町長。

○町長(土谷耕治君) 御質問いただきました。私の実感としては、財政健全化法ができて、18%のところで実質公債費負担率が、ようやく来たという思いを強めております。これは、何も行政だけの努力ではなくて、この間、多くの町民の皆さんに負担を強いてきたこともあります。そして我慢を強いてきたこともあります。そして議会の皆さんと相談して、行政改革に徹底的に取り組むということ、そういったことが総合的になし得て、ようやく18%までたどり着いてきたというのが実感でございます。

ただ、財政指標も今の新しい健全化法では、四つの指標で一つの判断をすると。要するにイエローカードを出すかレッドカードを出すかという判断がありますけれども、ただ、これだけを見て健全財政だと言えるかというと、そうではないと私は思っております。例えば、基金の残高がどれぐらいあって、将来その負債返済にどれぐらい充てるかとか、さまざまな問題があると思いますので、この四つの指標だけがクリアできたからって、安心できるものではないのではないかなと、そんなふうに思っておりますし、これからの美幌町の行く末を考えると、やはり大変財政状況厳しい状況に相変わらず置

かれるのではないかという、そういう認識は新鞍さんと私は多分同じだと思います。

そんな中で、今後も危機感を持って改革に敢然と向かうべきだということでございます。私どもも、たしか昭和61年から行政改革の大綱第1条をつくって、それ以降ずっと行政改革に努めてきております。これは、もちろん議会議員の皆さんの先輩が提案していただいたこと含めて、多くの見直しを進めてきたところでもありますので、今後においても民間でできることは民間にしっかりやっていただくということを基本に、改革に進んでいきたいと、そんなふうに思っております。

それで今後の取り組みについてでありますけれども、まず各種財政計画、町は、持っております。これの着実な実行、これをしっかりとやっていくということでもあります。その一つには、公的資金補償金免除繰上償還に係る健全財政化計画というものを立てておりますので、これにしっかりと沿った努力をしていくということもありますし、また、第3次の行政改革大綱、また、合わせて第4次の行政改革実施計画、さらには外部委託推進計画、これらについてもしっかりと取り組む。そして公債費負担適正化計画、これは18%を超えた部分でつくりなさいという計画でありますから、こういったこともしっかりと取り組んでいきたいと。その上で、手綱を緩めることなくしっかりと取り組みをして、将来にわたる行政サービスの安定的、そして継続的なサービスを提供できるように健全財政に取り組んでまいりたいと、その覚悟でおりますので御理解を賜りたいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍さん。

○1番（新鞍峯雄君） ただいまの件に関しては、わかりました。

次に、（仮称）文化ホールの完成記念事業についての再質問であります。

（仮称）文化ホールの観覧席500、この件に関しては当初から気にかかる点でありました。放送エリアが全国規模のNHKのど自

慢でありますから、見に来られる方の人数が少なく見積もっても2,000から3,000は超えると、そういうことですので、開催が不可能であることは十分に理解できます。現実路線に切りかえて、可能な番組をNHK北見放送局と綿密に協議されて、実現できることを願っております。

ここで美幌町で開催された29年前のNHKのど自慢放送について少々お話をいたします。今は予選会、出られるのが250名、本番が20名でございます。美幌町で開催された29年前は、全員が予選会に出られました。このときは約480名、その中に町職員の方がおられまして本番にも出ております。当時は、本番25名で、そのうち美幌町から参加された方は12名、予選会で私は無地の真っ白なTシャツに、クレヨンで漫画風の絵をかいて出場しました。

当時、美幌町の観光メインは、一つには和牛まつり、今も続いておりますけれども、このときは2年目ですか、二つ目は手づくりのいかだで川下り、そしてクッシーブームであります。この3点をうまく組み合わせた絵をかいたわけであります。すなわち丸太をロープで組んだいかだをかき、その上で黒毛和牛とクッシーが笑顔で握手をしていると、その奥には美幌峠と書いてあるくいを立てた。その絵なのですけれども、問題の歌の題名は兄弟仁義ですが、私のメインは歌に入る前に仁義を切りながらせりふを語ると。

要するに結論を申しますと、美幌町の観光を全国にPRするのが目的でありました。もちろん何も見ないでせりふを言う、7月31日の予選会は見事にクリアしたわけでありましたが、翌8月1日、非常に外は暑かった。気温が33度、スポーツセンターで煙幕張ってましたから、館内は熱気で38度から40度でございます。金子アナウンサー、ゲストで細川たかしさん、この年、12月31日のレコード大賞、2年連続レコード大賞を受賞しております。そして小林幸子さんでした。

何と入場の際に、細川たかしさんが黒毛和牛を連れて、小林幸子さんが木彫りのクッション、重さ5キロぐらいありますか、持って入ってきたわけでありまして。そのとき初めて自分は選ばれた、これで選ばれたと、そういう理由がわかったわけでありまして。今は、最初から終わりまで、出演者とゲストが全員舞台にそろって盛り上がりを見せておりますけれども、当時の舞台はゲストの歌手のみ、アナウンサーはおりますけれども、本番、私は4番目で、町職員の方は、そのすぐ後でした。

いよいよ自分の出番になりまして、舞台上がって舞台の中央に進み出ました。目の前は人人人、人の洪水のような圧巻でございます。そこで歌に入るわけですが、せりふですね、毎度ありがとうございます。ここは北海道の美幌町です。阿寒国立公園の表玄関、美幌峠があります。豊かな緑とロマンにあふれた美幌をどうぞよろしくお願ひします。これだけの簡単なせりふなのですが、せりふに全神経を使って、歌に入ったら全くしっちゃかめっちゃかで、館内は大爆笑であります。歌いながら、もしかしたら鐘がならないのではと思ったのは確かでありまして。鐘は鳴りましたけれども、舞台からおりようとしたら金子アナウンサーにとめられ、30秒余りのインタビューの中では、「調子はどうでしたか」と聞かれ、舞台の入り口を指さして、そこまではよかったのですが、ここに来て落ちましたと言うと、さらに「この絵はどうしました」と。私は子供の……、（発言する者あり）ということでございます。以上、かいつまんで申し上げました。

最後に、完成後の文化ホールでNHKのど自慢放送は、いずれ開催できると思っております。町民の方が少なからずおられると思っておりますので、早い時期に広報紙か何かで案内されてはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） お答えを申し上げ

たいというふうに思いますが、まず基本的に、このこけら落としといたしまして、オープニングの記念事業については、本当に町民の皆さん20年近く待ちに待って、ようやく完成を見ると、実現を見るということでもありますので、このオープニングにつきましては、町民の皆さん挙げてお祝いをいただければと、このように思っております。そのような形でのオープニングをまず基本に考えたいというふうに思います。

ただ、いろいろな冠事業ですとか、今、お話がございましたNHKを初めとする各放送局の公開番組ですとか、これらのことも当然考えてまいりたい、そういうことでもあります。

町民の中には、のど自慢がいいのではないかと、そういう期待をされているということなのだろうというふうに思いますが、まず、基本的にはこの場所での開催は、先ほど答弁申し上げましたとおり、これはなかなか実現は不可能ということでもありますので、このことだけに関して皆さんにお伝えをするということではなくて、オープニングに向けて、今、検討をしておりますので、そのあり方、あるいはどのようなものが計画をされるのか、その検討の内容等については順次、町民の皆さんにお伝えをしてみたい、このように思います。

○議長（古館繁夫君） 新鞍さん。

○1番（新鞍峯雄君） 次に、町道の維持管理について再質問いたします。

町道は、町内に限らず全町広範囲に網羅されておられ、管理する担当者も非常に忙しいのではないかと、私なりに理解をしております。しかし、何もなければそれで当たり前ののですが、昨年も部分的に事故が起こっているという現状で、管理については万全を期していただきたいと思っております。

私も1年間、町の中を歩き回ったわけですが、私なりに道路の傷んだところをチェックしてきました。ただ、気になる点でありますけれども、欠陥道路、傷んだ道

路を補修する予算が少ないということをよく聞きましたので、生活道路として現在使用されているところですから、その点は万全を期すべきだと思っております。

巡回パトロールもこまめにしておりますけれども、時には車の中から道路状況がわかりにくい、そういうときもあり、歩いてチェックをしなければならないということもあると思います。私もこれから可能な限り、道路状況についてもチェックをしていく考えであります。

以上で、道路に関する質問は終わります。

○議長（古舘繁夫君） 新鞍議員、ちょっと確認したいのですが、次の質問事項に移るといことは、その質問事項がもう理解されたということで次に移るといことよろしいですね。（「はい」の声あり）でも今回は答弁を求めますね。（「お願いします」の声あり）

町長。

○町長（土谷耕治君） 新鞍議員おっしゃるとおりだと思います。私ども、町道管理しておりますけれども、全体で実延長で言うと480キロの町道を管理しているわけです。480キロというと、札幌を超えてさらに向こうまで行くような、非常に長い路線を維持管理しているということでもあります。ただ、そういうこと、長いからチェックを怠っていいということではないと思いますので、例えば、郵便局の配達されている方からいろいろな情報をいただいたり、町民の皆さんからもそうですし、あと自治会連合会、あるいはそれぞれの自治会からいろいろな情報を寄せられる中、何とか維持管理をしているということでもありますけれども、私ども直営でパトロール専門にやっている職員もおりますので、なお、車ばかりでなくて、たまには違った目線でパトロールできるようにして万全を期していきたいと、そのように思っております。

予算がないというお話でありましたけれども、道路は、今までは町の中は都市計画関連の補助金をいただいて整備をしてきました。

周辺は、農業の道営畑総事業という中で線整備をさせていただきました。ただ、今、まさに維持の時代に入ってきておりますので、維持管理費は基本的には補助もないということで、単費でやらなければいけないということで、単費をどう求めるかということになると、起債を頼らなければいけない。そうすると、第1の質問の実質公債費比率が上がるといようなことで、非常に悩みが深いわけありますけれども、いずれにしろ道路は大きなライフラインの一つでありますので、生活、あるいは事業活動に必要なものでありますから、今後においてもしっかりとパトロールしながら対応していきたいと、そんな思いでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 新鞍さん。

○1番（新鞍峯雄君） 次に、しゃきっとプラザの利用促進についての再質問をいたします。

関係者の日ごろの努力と創意工夫により利用者が少しずつふえて、昨年度は約4万3,000人とこれまでの最高で、今後に期待の持てる数字であります。そこでこの上昇気流ムードのチャンスを生かすタイミングとして、しゃきっとプラザのA3PR版が広報紙とともに配布されるようになりますが、PRの効果をより高めるためには、多くの人たちが見た瞬間に、しゃきっとに行きたい、利用したい、そうだれもが思うようなひらめきといいますか、斬新なアイデアが求められると思います。

例えば、キャッチフレーズ、私が前に考えた3点ほど。一つ目は、健康を願うしゃきっとプラザ、いつもあなたを待っている。二つ目は、低料金で体力増進、病気の予防。三つ目は、しっかり守ろう自分の体、元気で長生きすばらしい。何か自分のことを言っているみたいですがけれども、いずれも言葉で表現したとき、ごろ合わせがいいのではないかなと思っ参考て述べました。

この機会に私も利用しながら、1人でも多

くの町民の皆様にご利用していただけるよう、PRに最善の努力をしていきたいと思っております。それが、行政に携わるものの使命であると考えております。

そこで、しゃきっとプラザのA3PR版の第1号といいますか、発行時期はいつごろになるでしょうか、お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） しゃきっとプラザも年々、利用される方が多くなってきました。これは、多分、町民の皆さんが健康づくりに対するそういった意識が非常に強くなってきた、その結果がこういう数字になってあらわれているのではないかなと思っております。

1回目の御質問にありましたように、やはりこの町に住んでいて、健康な方は引き続き健康でいていただきたいし、多少、機能障害があれば、水中の遊浴室で機能回復をしていただきたいし、また、手助けが必要な人は、介護保険を中心に手助けをしていくというようなことで、本当にこの町に住んでいてよかったということを何とか実現していきたいと、そんなふうに思っております。

建設当初は、議会からも相当建設に当たっては厳しい意見を、私も当時担当しております厳しい意見いただきましたけれども、ようやくここにきて4万2,000人までたどり着けたという思い、一方であります。ぜひとも今後も大いに利用していただくということをしっかりとPRをしていきたい。

それで第1号というのは、多分これのことだと思いますけれども、こういうものを既につくってありまして、いろいろな形で機会見つけて実は配付させていただいております。新鞍議員、もしなければ、申しわけないですけども、後からお渡ししたいと思っておりますけれども、あと、健康づくりということで実は昨年、健康づくりを担当する部署で68項目にわたる受診率アップに向けた取り組みもしております。先週の日曜日にもスタンプの発行に合わせて、健康診断受けてください、そして受診してくださいというような取り組

みもしていただきました。しゃきっとも同じように健康づくりの基地と、中核施設となるものでありますから、ぜひとも町民の皆さんには今後とも利用していただきたい。そして健康づくりに、ぜひとも励んでいただきたいと、そんな思いでありますので、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、1番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、11時30分といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君）〔登壇〕 本日は、4項目について質問させていただきます。

一つ目、介護保険について。

介護保険利用負担金の減免について質問させていただきます。

介護保険条例には、災害による損害や失業などで生活が苦しい方を救済するため、保険料の減免に関する規定があります。このような特別な事情に該当される方が、実際に介護サービスを受ける場合、利用者負担金を支払うのは、極めて困難な状況にあるものと思われます。保険料の減免と同様に、利用者負担金についても減免する制度を検討する考えはないかお聞きいたします。

二つ目、国民健康保険について。

国民健康保険税及び一部負担金の減免について質問させていただきます。

税条例には、天災、その他特別の事情がある場合は、国民健康保険税を減免できるとの規定がありますが、介護保険料のように失業などで、生活が苦しい方を救済するための減免制度がありません。介護保険条例と同様に、失業などで収入が著しく減少した場合、国民健康保険税を減免する制度を設ける考え

はないでしょうか。また、他の自治体では、一定の基準を満たす場合、医療機関を受診した際の自己負担、一部負担金の減免制度を定めているところもあり、本町においても一部負担金の減免制度を導入する考えはないか、あわせてお伺いいたします。

三つ目、地域公共交通について。

一つ目、ワンコインバスの路線見直しについてと、ワンコインバスの停留所について質問させていただきます。

美幌町地域公共交通総合連携計画に基づき、ワンコインバスの実証運行が継続されています。地域住民にとって利用しやすく、効率的な公共交通体系を再構築するためのものであり、ワンコインバスの路線の見直しを期待されている方が多いです。事業期間の最終年度を迎え、路線見直しに向けたアンケート調査なども検討されていると思われませんが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

高齢社会が進む中、交通弱者であるお年寄りが、生活に支障を来さないような交通網の整備が課題になっています。特に、通院目的でワンコインバスを利用される方が多いと思いますが、病院や診療所の近くに停留所が設定されていない箇所もあります。ワンコインバスを利用される方の事故防止の観点から、病院や診療所の前に停留所を設置すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいです。

四つ目、学習支援員について。

学習支援員の配置について質問させていただきます。

学習障害や注意欠陥、多動性障害を抱えている子供には、教育現場において周囲が適切なサポートを行う必要があります、そのためにも学習支援員の配置が望まれています。町内の小中学校では、特別支援学級を中心に介助員を配置するほか、チームティーチングによる教員の加配、増員を図るなど、教育環境の充実に努めていますが、学習支援員を配置するまでには至っていません。保護者からは、学習支援員の配置を求める声が、学校現場に届

いているものと思われませんが、町教委としての対応をお伺いしたいです。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

初めに、介護保険について。

介護保険利用負担金の減免についてであります。介護保険法は平成9年12月に公布された法律であり、高齢により要支援や要介護状態になった方々が、その能力に応じて自立した生活が送れるように、国民の共同連帯の理念に基づいて必要な福祉サービス、保健医療サービスの給付を行うことを目的としております。

これまでの福祉と医療に分かれていた高齢者への介護サービスを、両者とも同様の手続で利用者の負担による利用者の自由な選択でサービスを受けられるよう改め、介護を社会全体で支える新しい制度が定められ、介護保険法に基づき、平成12年4月に介護保険制度が導入されました。

介護保険料の減免につきましては、美幌町介護保険条例第9条により、保険料の減免をできることとしております。具体的な減免対象につきましては、第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災などにより著しい損害を受けたときや死亡、または心身に重大な障害を受けたり、長期入院や失業、冷害などによる農作物の不作により収入が著しく減少した場合などのときに、保険料の減免を受けることができることとなっております。

御質問の利用者負担金の減免につきましては、現段階では困難と考えますが、今後、制度化に向けて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険について。

国民健康保険税及び一部負担金の減免についてであります。国民健康保険の運営は、加入者の国民健康保険税が主要財源となっており、加入世帯の所得、資産をもとに負担願

う応能割及び世帯と加入者をもとに負担願う応益割により、国民健康保険税額が算定されます。低所得者の負担を軽減するため、前年所得が一定基準以下の場合、応益割の均等割、平等割額を世帯の所得基準により7割、5割、2割の減額措置を講じております。

議員の質問にあります課税される年度において、失業などで収入が著しく減少した場合の措置としては、平成22年度より解雇や倒産など、本人の意思によらない非自発的失業の場合には、前年の給与取得を100分の30として、所得割の算定及び軽減判定がされることとなっております。

また、生活が苦しい方を救済するため、生活保護支援を受けることとなった場合には、国民健康保険から医療扶助になり、国民健康保険税がかからなくなります。

さらに、災害による広範囲な被害の発生により、甚大な損失が発生した場合は、その都度、災害減免条例を制定して、損失割合及び所得の減少割合に応じた軽減、または免除措置を行っております。このほか、何らかの事情により国民健康保険税の納付が困難となった場合は、納税相談の実施により担税力を見きわめながら徴収猶予や、分割による納税の緩和措置を実施しています。

御質問の介護保険条例に準じた失業、事業休廃止などにより収入減少を要因とした減免制度においては、町民の負担の公平と国保財政の健全化を図る中で、現段階では困難と考えますが、今後、法制度化に向け国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、一部負担の減免制度についてお答えいたします。

一部負担金を減免する場合は、国民健康保険法第44条の規定と厚労省通知一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いに基づき行うこととなります。具体的には、災害や農作物の不作、事業の休廃止、失業により収入が著しく減少したときが該当します。

さらに、このほど厚労省の通知が改正さ

れ、新たに収入減少の認定基準が定められました。その内容は、入院療養を受ける被保険者がいる世帯のうち、世帯の収入が生活保護基準以下で、預貯金が生活保護基準の3カ月以下の世帯が該当することとなっております。本町においても現在、これらの基準に基づき取り扱っておりますが、一部負担金の減免制度は、あくまで一時的な収入減少に対応するもので、国の基準でも減免期間は療養に要する期間を考慮し、1カ月単位の更新制で3カ月までを標準とすることとなっております。長期にわたる生活困窮者には、必要に応じ生活保護の相談など、関係機関と連携を図り対応したいと考えております。

次に、地域公共交通についてであります。ワンコインバスの路線見直しについてであります。町では平成20年度より国土交通省の補助を受け、地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、町内公共交通における利便性の向上や市内循環バス、福祉バス、町営バス、スクールバスの実証運行に取り組んでいるところであります。市街地のワンコインバスの路線につきましては、路線拡大の要望がありましたことから、市内循環線の運行回数の見直しを行うとともに、民間バス路線と競合しないよう配慮の上、平成21年度については野崎地区、美富団地、三橋地区、平成22年度については野崎地区、三橋地区を路線拡大の上、実証運行を行っております。

また、実証運行に合わせてバスの乗降調査、一般、高校生などのアンケート調査をするなど、利用実態の調査を行ってきているところであります。本年度は、補助事業期間の最終年度であり、ワンコインバスにつきましては、美幌高校の統合に伴い、登下校の便として各1便を路線拡大し、実証運行を行う予定であります。

次に、ワンコインバスの停留所についてあります。ワンコインバスについては、阿寒バス株式会社が平成15年5月より運行を開始しており、商店や医療機関、郵便局や役場、JR美幌駅などに各停留所を設置し、運

転免許証やマイカーを持たない高齢者や通学生徒を含め、町民の生活の足として重要な役割を果たしてきております。

御質問の病院や診療所の前に、停留所を設置すべきとのことですが、平成22年度に乗降調査期間の利用者100人について行った美幌循環線ヒアリングの結果では、ワンコインバスの利用者の利用目的は、通学、通院及び買い物など利用される目的もさまざまありますが、運行ルート of 拡大や新たな停留所の設置につきましても、一つには1回当たりの運行時間が長くなること。二つ目には、現行のバス停から病院までの距離については、比較的短いこと。三つ目に、冬期間の降雪による道路幅や交差点のバス運行の問題などから、町内すべての病院や診療所前への停留所の設置の実現は困難だと認識しております。今後においては、美幌町地域活性化協議会において、3カ年の実証運行の検証やアンケート調査などの分析を行い、地域住民にとって利用しやすく、効率的な公共交通体系の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4番目の学習支援員については、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは、4点目の学習支援員について御答弁を申し上げます。

現在、美幌町が取り組んでいる支援員は、特別支援学級及び通常学級に通う発達障害、あるいは疑いのある児童・生徒に対して、生活や学習上の困難を乗り越えるためのサポートを行っているもので、現在、5名の支援員を小中学校に配置しています。

職務内容としては、学校に早く適応できるように、集団規律から学習指導補助、給食指導補助など、さまざまな業務を行っております。具体的には本町の支援員は介助型で対応しており、肢体不自由児にあっては車いすを

押すなど歩行等のサポート、給食の介助など、学習面では勉強に集中できるよう立ち歩く子を戻すとか、担任を中心とした授業を補助することを目的に配置しております。

発達障害を持っている児童・生徒は、基本的に特別支援学級で少人数指導を行うことが望ましいため、保護者の理解、同意も必要であります。また、議員御承知のチームティーチングによる教員の加配、増員は大きく二つに分類され、一つは少人数指導、課題別指導、習熟度別指導を目的とするものと、二つ目は学習進度が著しく遅い児童・生徒のため、あるいはいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など、問題行動が顕著な学校に配置する児童生徒支援加配があります。

学習支援は、チームティーチングによる方法が望ましいと考えておまして、本町においては小中学校で合計7名の教員を増員配置し、学習支援を行っております。

なお、小学校においては、学力向上対策として、退職教員等外部人材活用事業非常勤講師を採用し、放課後において国語、算数の補充学習及び個別学習を行い、また、教科学習に著しいおくれがあり、担任だけではフォロー仕切れない児童に対して、朝の20分間で教員が直接指導し、基礎・基本の学力の定着を図るための取り組みなど、学習活動では学校ごとに工夫しながら、さまざまな取り組みを行っております。

教育委員会といたしましては、学校長の意見を聞き、状況を把握しつつ、従来同様の対応をしていくこととなりますが、状況によっては必要に応じて支援員の配置を検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 介護保険について再質問させていただきます。

今の御答弁で、介護保険制度の制度導入の概要はわかりましたが、岡山県笠岡市では、平成12年4月に介護保険制度が導入された

その年の6月には、介護保険の減免と一部負担金減免制度を一緒に導入しております。笠岡市が、保険料と一部負担金減免制度を一緒に導入されたということは、本町でも条例制定は可能ではないかと思っております。また、保険料の減免対象者の方は、利用者負担金の支払いは極めて困難な状況にあるものと思われまます。ゆえに、一部負担金減免制度を条例化することができるのではないかとと思っておりますが、お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、中嶋さんおっしゃったように、介護保険法の中でそのような規定があって、やらなければいけないというよりは、できるという表現になっています。一部オホーツク総合振興局管内でも、利用者負担の減免しているところも現実にございます。

それで今回、中嶋議員の質問で介護保険、あるいは国民健康保険の質問の中で減免、あるいは免除、猶予、それから軽減といろいろ利用者の、あるいは被保険者の負担を軽減する方法たくさんあると思っております。その中で、私も今回これ改めて見まして、町でいろいろ税であるとか料であるとか保険料であるとか、あるいは使用料、手数料いろいろいただいているものもあります。その中で減免だとか免除、猶予、軽減というようなものが法律であって、それを条例に持ってきて軽減するものもあると。条例だけでできるものについては、条例の中でやるというような方法やっておりますけれども、全体を見渡して、この部分についてはやはり減免しているけれども、こっちはしていないとかということがあるので、今回御質問いただいて、再点検をもう一度、いろいろな町民の皆さんからいただくものの中で、どうその整合性を図れるかも含めて、ちょっと点検をしたいという思いであります。法制度上は、中嶋議員おっしゃるように、介護保険法でできると言われている部分ですので、条例をつくれば、町民の皆さん、議会の皆さんの御理解をいただければ

できるという判断であります。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 一日も早い条例制定を願い、次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険について。

今の御答弁で、国民健康保険の運営について、また、低所得者の負担軽減、非自発失業、災害による被害の損失状況によるその都度の軽減、免除、何らかの事情による納税相談により、徴収猶予、分割による緩和措置、生活保護支援など、措置をとられていることを理解させていただきました。

また、一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いは、国民健康保険法第44条の規定と厚労省通知に基づいて行うことも理解いたしました。しかし、条例化には至っておりません。しかし、愛知県豊田市は、保険税に9項目の減免条例を設けており、その中には、失業、事業休廃止などによる、収入減少の条例も含まれております。豊田市で条例が制定されているということは、本町でも保険税の減免は可能ではないかと思っておりますが、お伺いします。

また、介護保険条例と同様、失業など収入が著しく減少した場合の一部負担金の減免制度の導入も可能ではないかと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思います。

今、答えていただいたのと重複するかと思います。今の町長の御答弁で、介護保険と同じく国民健康保険もお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 介護保険のところでも答弁させていただきましたけれども、それと同じようなことだと思いますけれども、全国各地、あるいは道内で、国民健康保険の中での税であるとか料だとか、その免除だとか減免だとか、あるいは一部負担の部分で減免、免除するというようなことをやっておられるところもあると思っておりますけれども、基本的には法律でできるということであれば、条例化してできるというようなことは法的には

問題ないと思いますが、ただ、それぞれの町の国民健康保険の運営の仕方、運営状況、財政状況、これによってはできないところもあるし、できるところもあるということであり、この町がやっているから美幌もできるだろうということではなくて、それぞれの加入者の状況だとか、いわゆる一般的に言われているのは、国民健康保険は制度的な宿命を負っているということで、高齢者の方やあるいは所得で、非常に厳しい方の加入が非常に多いという制度的な宿命を負っているということで、できることとできないこと一律に、全国的にというわけにはいかないと思いますけれども、いずれにしましても先ほど答弁させていただいたように、町全体の中で減免だとか免除だとか、猶予、軽減、こういったものを一度ちょっと点検をさせていただいて、できるものとできないものとを分けながら説明をしっかりとしながら、取り組めるものについては取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 再質問させていただきます。

また、御答弁にありました一時的措置に、今、いろいろありましたけれども、その周知方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 減免とか免除とか、多分、税条例であるとか国民健康保険条例であるとか、かなり膨大な量の中で、その中で特例として一部免除するとかという項目が入ってきているのですけれども、ただ、それをもって住民の皆さんが、なかなかそこまで読み込めないということで、行政は来ないからそれに対応しないのだということではなくて、前々回の議会でしたか、障害者の方のことで議員の皆さんから御提案いただいて、PRして、今、そういう制度上の可能なことはやっただいてあるということもありますので、ここに書いてあるから来なさいと。来ない方は、それはここに書いてあるのだから

ということではなくて、極力、機会をとらえて、制度上できることはしっかりとPRしないとだめだという思いであります。

その点での努力不足は、認めざるを得ないことではないかなと、そんなふうに思っております。我々、制度上あることについては、しっかりと町民の皆さんにわかりやすいような形でお示しするというのは、我々の役割でもないかなと思っておりますので今後気をつけたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 一日も早く制度を導入されることを願い、次の質問に移ります。

ワンコインバスの路線見直しについてです。

ワンコインバスの路線拡大の要望地域の平成21年度、22年度の実証運行をされたことはわかりました。本年度、23年におきましては現在どの地域、また、どの自治会が要望されているかと、一般の方のアンケート調査はどのような方法を考えているか、お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 今年度の実証運行につきましては、まず、市内循環バスワンコインでございますが、野崎団地、それから美芳地区を拡大したのを基本としまして、高校が新設校として農業高校のほうに統合されたということもありまして、そちらのほうに朝1便と下校時に1便増便した形で、実証運行を10月から6カ月間実施したいというふうに考えてございます。

そのほか、郊外の福祉バス運行地区におきまして、今まで福祉バスを運行させていたわけでございますが、今年度、実証運行としまして郊外地区全域にわたりましてデマンド方式、予約によりますタクシーを利用した公共交通の実証をやりたいということで、大きな内容につきましては、この2点で実証運行をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、アンケートだとかそういった部分につきましては、今後、実証運行した結果に基づくアンケート、あるいは乗車状況の把握、こういったものも含めて最終的にどういう運行が一番ベストかということで、今年度ある一定の方向性を出した中で、次年度以降本格稼働をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 郊外と今おっしゃられました、グリーンタウンも郊外に入るのでしょいか。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 今、具体的にグリーンタウンということでおっしゃったわけですが、実は国交省のほうからガイドラインが出されておまして、これはコミュニティバスを導入するに当たってのガイドラインということでございまして、この中で既定民間のバス路線と競合しないようにコミュニティバスを導入する場合、配慮しなさいということとなっております。

実はグリーンタウンも一部要望があったというお話も出ておりますが、あの部分につきましては、北見バスが、グリーンタウンの中までではないのですが、国道を中心に運行しているという部分がございます、北見バスと協議した結果、グリーンタウンの中まではなかなか難しいという判断をしているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） グリーンタウンの向こうのほうなのですけれども、北見バスはもちろん通っております。でも北見バスの停留所は、ワンコインバスの利用みたいに、病院とかお買い物の停留所ではありません。それでグリーンタウンの地域をもう一度考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 3年間実証をやって、

どういう路線が一番効率的で、効果的かというようなことを今やっている最中であると。1回目の答弁でお話ししましたように、やはり路線バスとの競合は避けなければいけないということでもありますので、実はスクールバスもあそこ通っているのですかね、通っていない。いずれにしろ重なりをなるべく少なくして、効率的にやろうというのが実証試験の目的でありますので、それでいろいろなところにとめたいというのは、我々もその気持ち変わらないのですけれども、なかなか全部が全部というわけにもいかないというようなこともひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それでワンコインのことで言えば、大体1周50分が限度だろうと、2時間かかるようではワンコイン、バスとしての機能を果たさないと、1周回するのにですね。ですから、最大限長くても50分というようなところで設定して、停留所、あるいは運行のところもやっているということでもあります。

それで去年の冬ですかね、実証で実はみどりの村だとかスキー場あるので、冬ちょっとレジャーバスで走らせて、必要あればと思ったのですが、走らせてみたのですけれども、全く利用がないというようなことで、それで私も今回中嶋議員の質問見て、いろいろ町の中の公共施設の配置状況も見て、実は美幌町、網走川と美幌町に挟まれて、非常にコンパクトにできている町だなと、改めて感じました。南北で言うと5.5キロメートル、東西で言うと4.5キロメートルのこの中の都市計画区域内ですけれども、こういう状況の中で2万人ぐらいの方が住んでいるということで、例えば公共施設同士が一番遠いところを見ますと、例えば峠の湯から美幌インターチェンジですから、瑞治の中嶋さんのちょっと奥になりますが、あっちからは一番遠くて7.3キロぐらいであります。あと、7キロぐらいの距離で言うと、みどりの村と美幌インターとか、そういう意味では7キロですから、時速40キロで行くと、大体10

分ぐらいの距離にあると。非常にコンパクトにできている町ではないかなと、改めて感じました。その中で、公共バスをどう走らすかということでもあります。

実は、美幌高校ショッピング白樺坂も町から向こうに移って、町も町民の皆さんの足を確保しようということで、運行を考えていたのですけれども、前回、先週ですか、結果的にゼロ人というようなことで、意外と車使われている方が多いのかなと思いますので、峠の湯のほうにというような声もありますけれども、峠の湯は1カ月やった結果、1カ月で24人の方しか乗れないというようなこともありますので、いずれにしる実証をしながら、どういう交通で皆さんが動いているということも含めて考えて、公共交通の路線を考えていきたいと、そんなふうに思っています。いろいろなところを走るのは理想だと思いますけれども、そういうことで御理解をいただきたいなと思います。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 民間バスの路線との競合とありましたので、私、調べてみました。そうしたら、民間の網走バスの本数は、午前中は3時間に1本でした。昼からは2時間ごとに1本で、夕方5時から1時間ごとに1本で、2本しかありませんでした。また、美幌方面の国道は、民間バスは運行されておられません。そういう状況です。

また、ワンコインバスを希望されている自治会なのですけれども、平成15年に要望され、そのまま要望が引き継がれていると思っていた自治会などもありました。それで、いつ実証運行していただけるか、待ち望んでおります。

また、町の声ですけれども、若い人と一緒に暮らしている人はまだよいが、ひとり暮らしの高齢者にとっては、買い物、病院に行くのも不便だと。また、主人が病気がちになってきた、無理をして車を運転して買い物、病院に連れて行ってもらっているけれども、いつまでも無理をさせられませんか。だから、

ワンコインバスでも走っていただくと、そういうお話もされて、本当に路線バスの拡大を待ち望んでいるなということを実感いたしました。

また、御答弁にありました運行時間が長くなるとありまして、私も調べました。50分から57分ぐらいで走っております。野崎方面は、右回り・左回りも便の回数を調整しています。そのように便の調整をすることで、時間の調整も可能かなと私は考えました。それで、それをどのようにお考えか聞かせていただきたいなと思います。便の調整に。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ただいまの御質問ですけれども、これはバス運行する上でのバス会社のほうでの状況でありますけれども、先ほど、町長が答弁しましたように、循環バスとしては大体50分から1時間ぐらいの範囲が一番理想的で、それ以上になると時間がかかりすぎるという問題が生じて、乗客が減ってしまうというようなお話をされております。それで、阿寒バスのほうと協議した結果、運行時間については50分から1時間半内で設定するのが一番望ましいという形で、現在のワンコインバスの運行時間もそのようになってございます。

それで当初、美富団地も含めて野崎団地と、こういう利便性を考えた運行も考えたわけなのですが、実は美富団地のほうは北見バスが津別まで走っているということで、これも競合路線の関係から困難であるという判断の中で、現実問題すべてワンコインバスの運行時間に合わせて野崎団地へ行っているわけではないのですけれども、野崎団地の便数を減らした中で、今、運行している状況にあります。

それから、先ほど言いましたように、ワンコインバスを走らせる部分で、ありとあらゆる道を回れば一番理想的ではあるのですけれども、道路の幅、それから冬の除雪の問題で道幅が狭い、Uターンの関係、交差点

の問題、そういったありとあらゆる部分もバス会社のほうと協議しながら路線を設定した経過がございます。そういったことも含めて、現在の路線になっているということも御理解いただきたいなと思います。

確かに、お年寄りが多くなって、ひとり暮らしの方、そういった方の足をどうするのだということにつきましては、今後、ワンコインバスとは切り離れた考え方を持つべきでないかなという思いもあります。具体的にどうすればいいかというのは、ちょっとまだ、この場では私御答弁できませんけれども、そういった中での路線を設定しているということ御理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 待ち望んでいる方がいるということ御理解していただきまして、次の質問に移ります。

病院、診療所の停留所設置についてです。

特に、冬期間におきましては、雪道悪路のため、バスをおりてから歩行に危険な箇所が何カ所かあります。1カ所目として、工藤医院横、B&Bの床屋さんの前の道路です。なだらかな坂になっており、車がとまりづらく、滑っていつてしまいそうな道です。運転者、歩行者にとっても危険区域であります。2カ所目は、平間医院付近です。交差点に両方ともとまれの標識があります。危険ゆえに両方に、とまれの標識があると思います。3カ所目は、田中医院に行くために久山薬局と網走信金の駐車場を通るのが近道になり、とても危険であります。4カ所目は、療育病院へ行く坂道であります。危険というより、高齢者、また一般の方にとっては、あの坂道を上るのは大変であります。現状から見ましても特に冬期間は、交通弱者にとっては大変危険であると思いますが、どうお考えですか、聞かせていただけますか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 医院、病院、その距離の問題であります。特に、冬の心配がある

ということでもありますので、安全を確保できるような措置は早速とりたいと思いますけれども、我々ちょっと調べた中では、医院と一番遠い停留所で考えると、美園団地入り口という停留所がありまして、そこから玉川医院のほうに行くのが大体360メートルというようにありますし、その次に長いのが今話に出ていた北3丁目停留所の田中医院までが240メートルということでもあります。240メートル、360メートルが適当なかどうかという判断はあると思いますけれども、我々としては先ほど言ったように、大体50分前後で回したいというような思いがありますので、余り停留所をふやすと、また、50分以上かかってしまうということがありますので、やはり最大公約数とまではいかなくても、公約数を求めて場所も停留所も決めないといかんということでもありますので、360メートルということで、多少長いと思うかもしれませんが、冬の安全措置をしっかりととりながら受けとめていただきたいなど、そんなふうに思っております。

あと、停留所の見直しも、これどうするかについては実証の中でも考えております。ワンコイン自体は当初、中心市街地活性化の中の中心市街地に、いかに郊外から人が集まってくるか、その足の確保だと。そこは医院だとか、商店街に人が集えるようなというようなことでの位置づけの中で出てきたというようなことでもありますので、その辺の御理解もぜひしていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） もう一つ質問させていただきます。

十勝バス、拓殖バスは、高齢ドライバーの事故抑止の措置として、60歳以上の方の運転免許証返納証明書提示で運賃が半額となりました。このようにワンコインバス路線拡大も交通抑止につながり、病院前停留所設置により安全な交通通路確保につながるといいますので、できることからよろしく御検討お

願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどから話しておりますように、今、実証期間中であるということでもありますので、そういった結果も見ながら進めていきたいと思っております。

それでちょっと一言、御理解をいただきたいことは、町の中の公共交通でありますけれども、町営バス、福祉バス、スクールバス、あるいはワンコインだとか、あるいは都市間を結ぶ路線バス、これらの補助も出してございまして、年間で、ざっくりな数字言うと、大体5,000万円ぐらいかかっているということで、これを少しでも複合して走っているところは、なるべく複合しないようにというように思いで実証をしておりますので、そういったことを御判断の一つに入れていただければと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 町民の声を聞く町政を目指すためにも、要望に一日も早くおこたえしていただけるようによろしく願います。

次、4番目、次の質問に移ります。

学習支援員についてです。

今、御答弁いただきました内容からは、本町での支援員は基本的には介助型の配置であること、また、学習の支援としてチームティーチングによる方法で学校ごとに工夫され、取り組みをされていることを確認させていただくとともに、各学校の支援の取り組みに感謝いたします。

近隣の網走では、学習支援員を通常学級に現在15名配置されているそうです。御答弁にあります美幌町が取り組んでいる支援員は、特別支援学級と通常学級の支援員とのことですが、網走市のように教師の補助役となってもらい、学習障害や注意欠陥、多動性障害の子供の能力を高めるための支援を行う学習支援員なのかお伺いします。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 先ほど、答弁申し上げましたとおり、美幌町は介助型の支援員であります。学習支援員、要するに介助員も教室に入って、その子の行動そのものだけではなくて、学級担任のもとに、今、どういう授業が行われている、そういうようなことも含めて、これは当然、支援をしているということでもあります。基本的に介助員が担任にかわって教えることはできません。つまり担任が、例えば教室を離れて、その間、支援員が授業を行うということは基本的にできませんけれども、介助員であっても今何が行われている、そのことを、課題をといいましょうか、支援を必要な児童・生徒に対して指導する、支援をするということでは、今もやっているところであります。

網走の例を出されましたですがけれども、私も例えばいろいろな多動障害ですとか、いろいろなその状況、これは子供一人一人、本当に状況が違います。例えば、そういうふうに、あるいは多動とかということで課題を持っているということであれば、その子に一人一人支援員なり、あるいは今おっしゃった学習支援員をつけることができればよろしいのでありますけれども、これはまずはこの学校で、その子供も含めて学校全体としてどう受け入れられるか、どのような対応がとれるか、まずこれはしっかり考えてもらいたい、私もそれは求めていきます。

その上で、学級担任も含めて、通常学級と特別支援学級ちょっと分けて考えていただきたいというふうに思うのですけれども、その学級で例えば通常学級で授業を受けている多動を持っている子供さんがいたときに、それが担任の学級運営の中で対応ができないという状況があれば、これは今までも私も学校全体でどうできるか、そういうことも含めて判断をした上で、支援員の配置をしているということでもあります。

学習支援員を何と申しますか、学級にいる多動等の持っている子供さんに、一人一人つけるということでは、これは基本的にありま

せんので、そういう意味で先ほど申し上げましたとおり、チームティーチングですとか、加配の中で学級全体のことを考えていきたいというふうに思っています。

それともう一つ、今、今回文科省、小学校1年生、いわゆる少人数学級ということで35人ということを出しました。実は北海道は1、2年だったと思いますが、もう既に35人学級を実現をしています。これは道の単独で、今回それに追っかけて文科省が35人学級ということでもあります。通常は40人学級が基準なのですが、その中で今、美幌の実態を見ますと、おおむね実は結果としてですけれども、少人数学級になっています。

ただ、80人を超えると、実は40人学級で2学級なのですよね、例えば小学校3年生、4年生、そこを少人数学級にいずれそういう状況が出たときに、町としてどうするのだと、少人数学級たまたま81人だったら、3学級できるのですよ。40人ですから、80人なら2学級しかできない、1人変われば3学級か2学級が大きく違うものですから、ここら辺のことも含めて今後町として、教育委員会としてどうすべきかということをしっかり考えていきたいというふうに思っています。

ちょっと長くなりますけれども、支援員、実は支援の配置も当然時代の流れとして、個別の子供さんの対応をするということが必要なことだというふうに思いますが、学級の力だとか学校の力だとか、そういうところのレベルアップをすることによって、その子供たちをしっかり学校で受け入れる、そういうことをまず努力していきたい、このように思っていますのでよろしくをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 御答弁の中に、要望を学校長の意見を聞き、学習支援員の配置を検討されるとのことでありましたので、次の質問に移ります。

学習支援員を本年度、途中で要望される学

校にはどのような対応をされるかお聞きいたします。お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 私、一番最初に答弁したことは、学習支援員と介助型の支援員、どのように御理解をされているか、要するに学習支援員というお話ですね。

今の私どもの教育委員会の考え方としては、最初の答弁のとおり、いわゆる学習支援員についてはチームティーチングだとか、要するに教員の加配の中で対応してまいりたいということなのです。

ですから、最後に書いてありますのは、御答弁申し上げましたのは、いわゆる通常学級、あるいは特別支援学級における介助型の支援員を配置するということでありまして、このような状況が出たときに、現状をしっかり把握した上で、学校ともどのような状況にあるのか、その上で必要とあらば、これは以前もそうでしたですけれども、状況によっては、これは当然、金もかかることでありますので、御理解をいただいて補正でも対応するということは、お答えを以前もさせていただいているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋さん。

○5番（中嶋すみ江君） 要するに学校では、そういうお子さんのために介助員でも支援員でもどのような形でも、先生の補助となるそういう支援員を要望しております。それで、今、途中での採用は可能というように理解できましたので、今回四つの質問、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、5番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時45分までといたします。

午後 0時24分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を申し上げます。

大原議員、体調不良のため、本日午後から欠席の旨届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問を引き続き、通告順に発言を許します。

6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君）〔登壇〕 本日の一般質問につきましては大きく2点、1点目、農業政策について、2点目、住宅政策についてでございます。

まず、1点目の農業政策についてであります。

これについては、二つの項目といたしまして、現在、進行しています第3次美幌町農業振興計画の推進と検証についてであります。

本町経済の重要な位置づけにある農業政策を、総合的かつ計画的に推進するために策定されている農業振興計画について質問します。

平成19年3月策定の第3次美幌町農業振興計画では、効率的で安定的な農業経営を実現するため、六つの基本方針を定め、26項目からなる具体的な方策を打ち出しています。計画期間の最終年度を迎え、具体的な方策で示している施策、実践項目がどのような状況にあるのか、その進捗状況を説明願います。

また、計画を進める中で、本町農業が抱える課題や問題点があれば、重ねて説明を願います。

2項目め、第4次美幌町農業振興計画の策定、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の見直しについてであります。

平成23年度中に、平成24年度から5年間を計画期間とする第4次美幌町農業振興計画の策定と、平成18年度に策定した農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の見直しが行われるものと認識しております。農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、今後、どのような手順で進めようとしているのか、お考えをお聞かせ願います。

また、北海道農業・農村振興推進計画も更新される時期にあります。北海道やJAが策定している各種農業計画との整合性をどのように確保する考えかについても重ねて伺いいたします。

大きく2点目、住宅政策について。

これにつきましては、3月以降いただきました美幌町公営住宅等長寿命化計画についてであります。

公営住宅等の長期的な維持管理を実現するとともに、予防保全的な観点から計画的に修繕を行うことでコスト低減を図るため、平成23年3月に、美幌町公営住宅等長寿命化計画が策定されました。平成32年度までの計画期間の中で、住棟や団地単位の社会的特性、安全性や居住性などを総合的に評価することで、個別改善や全面的改善、修繕対応などの判定が行われています。高齢者や生活弱者が、安心して暮らせる住宅環境を整備するため、公営住宅の改善事業プログラムが示されていますが、具体的な取り組みや年次計画についてお聞かせ願いたい。

以上、大きく2点、3項目でございます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 松浦議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、農業政策について。

第3次美幌町農業振興計画の推進と検証についてであります。第3次美幌町農業振興計画は、本町農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成19年度から平成23年度までの5カ年を計画期間として、平成19年3月に策定しました。振興計画を効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、六つの基本方針を定め、26項目の方策に沿って魅力ある農業の確立を目指して、本町農政を推進してきました。

さらに、26項目の方策を具体的に推進するために、主な実践項目を52項目掲げ、毎年、町、農協、網走農業改良普及センター、美幌町農業委員会で組織する美幌町営農対策協議会において実績評価を行い、検証を重ね

てきたところであります。

評価方法としては、実践項目ごとに達成状況を目標を上回る、おおむね目標どおり、目標を下回る、目標を大きく下回るという4段階で評価し、平成22年度の実績評価では目標を上回るが29項目、おおむね目標どおりが17項目であり、合わせて46項目が目標を上回る、または、おおむね目標どおりという結果であります。また、目標を下回る項目としましては、前年度開催した研修会などを開催しなかったことや、貸付金の希望者がいなかったことなどにより未達成となっていることから、進捗状況としては、おおむね一定の計画達成が図られたものと理解しております。

実践項目の実施状況につきましては、多岐にわたるため説明は省略させていただきますが、美幌町のホームページにおいて公表いたしておりますので、確認をしていただきたいと思います。

なお、計画を進める中で課題や問題点についてであります。計画時には、予想できなかった以上の農業者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少、政権交代による農業者戸別所得補償制度の実施やTPP参加問題など社会情勢の変化や農業政策の変化によって、計画施策と実情が合わない部分がありましたが、本町の実情に見合った施策の推進及び将来像を想定した施策に近づけるように計画を推進してきましたので、御理解いただきたいと思います。

第4次美幌町農業振興計画の策定、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の見直しについてであります。農業・農村は安全・安心で良質な食料の安定供給を初め、国土や環境保全、美しい景観の形成など、多面的機能を有しています。近年の農業を取り巻く環境は、担い手不足による農家戸数の減少や高齢化の進行、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、平成22年3月に閣議決定された国の食料・農業・農村基本計画に基づく戸別所得補償制度の導入を初めとする農政の

大転換、さらにはWTO農業交渉及びEPA、FTA交渉の進展や新たにTPP協定の動向が懸念され、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっております。

北海道は、新たな農業・農村振興推進計画を策定し、生産者、消費者、事業者が強い信頼関係で結ばれた食のブランドづくり、環境と調和しながら持続的に発展していく農業・農村の持続的発展、多様な担い手の育成・確保と経営の体質強化、豊かな資源と創意工夫を生かした地域づくりを目指すこととしております。

第4次美幌町農業振興計画は、このような国内外の情勢や食料・農業・農村基本計画及び北海道農業・農村振興推進計画を踏まえ、基本的には第3次美幌町農業振興計画を継承する中で、第5期美幌町総合計画、美幌町農業協同組合の第6次美幌地域農業振興計画、さらに本町の農業経営の目標を定める美幌町農業経営基盤強化促進に関する基本構想、北海道農業経営基盤強化促進基本方針など、各計画との整合性を図りながら策定してまいります。

具体的な策定作業といたしましては、美幌町の農業経営の指針となります美幌町農業経営基盤強化促進に関する基本構想の見直しを早急に進め、関係機関及び団体で構成する美幌町農業振興推進会議や実務部会の中で十分な協議を重ね、美幌農業の将来に向けた基本方針や具体的な方策などを示す美幌町農業者の共通の指針として策定したいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、住宅政策について。

美幌町公営住宅等長寿命化計画についてであります。平成18年に住生活基本法の制定に伴い、住宅政策におきましては、住宅建設の新築を重視した政策から住宅の良質なストックを推進し、将来世代へ継承していくことを主眼としたストック重視へと、政策の方向転換がなされたことは御承知のとおりであります。

こうした政策転換を受け、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な長寿命化を図り、厳しい財政状況のもとライフサイクルコストの縮減に向け、平成22年3月、美幌町公営住宅等長寿命化計画を策定したところでございます。

国の方針として、交付金の交付等に当たっては、原則として公営住宅等長寿命化計画に基づいて行うことを要件としており、本事業計画は助成の前提となる計画として位置づけられております。

事業計画の対象としては、町が管理する公営住宅、改良住宅、借り上げ公住の計16団地、77棟、795戸とし、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間ですが、計画内容を5年ごとに見直しを行うこととしております。

事業の方針としては、計画期間内は改善事業を優先的に推進し、建設事業の実施については構想期間、平成33年から平成42年に行うことを基本としておりますが、検討事項等が早期に確定した場合は、前倒しして計画期間内に着手することも検討することとしております。

また、修繕事業については、これまでの修繕履歴及び各部使用の耐用年限をかんがみ、順次実施する計画にあります。具体的には、各団地の個別改善では、居住性確保型として、断熱性能向上の改善、熱交換型換気扇の設置、3カ所給湯の設備、灯油の集中供給を実施することとし、入居者のアンケート調査結果においても灯油の集中供給の実施要望が多いことから、平成24、25年度の2カ年で実施する予定であります。

また、長寿命化型として、浴室のユニットバス化、屋根材の取りかえ、配管の取りかえの実施を平成26年度から取り組む計画とし、これら個別改善事業にあつては、仲町団地、三橋南団地、南団地、美富団地を対象としております。

また、修繕事業については、美富団地の屋根の再塗装を平成25年度からの実施項目と

し、さらに各団地全体における定期点検を適宜行い、適切に予防保全的な修繕を行い、居住性、安全性等の維持・向上を推進してまいります。

なお、美園団地35棟140戸が平成22年、美英団地3棟12戸が平成23年、美富団地、「ほ」1棟8戸が平成38年に耐用年限を経過または迎えることで、3団地については用途廃止とし、建設事業の実施については構想期間に行うこととしておりますが、計画期間内に供給手法、事業地等について検討を行い、具体化及び見通しが確定した場合は、計画期間内着手も検討することとしております。今後においても国への助成要望を進めつつ、財政状況も勘案しながら、公営住宅ストックの長寿命化を推進してまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 再質問といたしまして、まず、農業政策についてであります。

第1項目め、第3次美幌町農業振興計画についての部分でございます。

ただいま答弁の中で、いろいろな用語が出てきて、美幌町の農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想、あと、美幌町のホームページに載っています実績評価表、第3次美幌町農業振興計画、それと美幌町農業環境計画等、多くの意味でいろいろな方策等が順次順番になっていますけれども、たまたまよく中身を、どの部分を強調しているのかなというところをひもところかなと思って、美幌町の農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想等によりますと、前段に美幌町の農業の問題・課題等が多く載ってまして、後半は農用地に関する政策協定等それらについての取り決め、方向についての具体的に載っている書類があるということで、農業基盤整備というのですか、農業振興計画の基本的なものについてはしっかりとできています、私も感じております。

ただ、第3次農業振興計画そのものの評価

につきまして、この間、部局からも本当にいい資料をもらいまして眺めてはいたのですけれども、実際、私個人として気になる点がちょっとありまして、私も町会議員として農業関係の質問等をしたり、農業の補助事業のお手伝いをしたり等をしています。

その中で、現在、回答の中に書いてある実績なりの評価ですね、検証を重ねてきたと。この部分につきまして、回答の中では、美幌町、農協、農業普及センター、農業委員会、営農対策協議会において実績評価ということを書いていますけれども、実際、各美幌町の農村地区というのですか、地区ごとにいろいろな対策があると思うのですけれども、そういう地区との協議だとか、地区の要するに営農している生産者の方々が、こういう政策を御存じなのか、どういうふうな形で説明しているのかについて若干説明願います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 農業基本計画のそのものについては、地区の方々にブロックを追って、今まで説明ということはしてきておりません。その前段の中で一応、当然、農協等も美幌地域の農業振興計画等をつくっております。

農業の部分については、それぞれ地区懇談をして、それぞれの地区の情報を全部まとめていただいていますし、地区段階で当然そういう内容をお伺いしているということでもあります。そういう中で、全体的な町としての大きな分野のまとめとしては、その地域の部分のところの要素としては反映はさせているのですけれども、どここの地区をどうしていくというところまでの計画としての反映の仕方はしておりません。

ですから、今後、進める中において意見を求めるという部分については、今、アンケートをこれからとるわけですけれども、そういった中では地区はきちんと押さえるのですけれども、今、議員御質問の次回に進む場合において、地区との説明等もすべきということであれば、それは第4次のときには検討し

てまいりたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁のときに、私、ちょっと数字間違えておりました。訂正いただきたいと思っておりますけれども、農業振興計画の中で、主な実践項目の数52項目と言っていたと思います。これは68項目に訂正をお願いしたいのと、おおむね目標どおりが17項目とありますのを33項目に、合わせて46項目を62項目に訂正をしていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 今、町長から、項目の訂正ということだったのですけれども、本当に多岐にわたる項目がありまして、この一つ一つどうやって理解するのかというのは本当に至難のわざだと。これだけ政策の中で本当にこれを見ますと、細かいところから、なるほどというところもいっぱいあります。残念ながら我々議会議員も多く町民も、なかなかこれを見ていないのかなと、もったいないのかなと思います。プラスして、本当にインターネットで見える仕組みが、美幌町全戸ではない。言い方悪いけれども、回線の不都合があるだとか、回線がなかなかよくないだとかいう地区もありますので、もう少しできればこういうものは、もっと見やすくなればもっといいのかなと。

これは第4次計画についても同じことですが、けれども、たまたまこの中の色分けしてもらっていますので、見ていくと、黄色、青というところがおおむねやっていると、ほとんどの項目どんどんやっているということはわかります。ただ、この中の項目を見ますと、1項目一つやっていたらやっていますよという形になっているところもありますけれども、これはこれだけの項目あれば本当にしょうがないのかなと。多岐にわたる部分がありますので、なかなか1項目がどうなのだ、あなのだというのは、今、ここでの評価は避けます。

ただ、今回、第3次農業振興計画がなぜ気

になっているかといいますと、回答の中にも相当返ってきているところもありますけれども、この計画そのものの大きな意味で美幌町の農業振興計画の第3次計画でしたか、美幌町農業振興計画の各項目の具体案、具体的な活動のところを見ますと、本当に書いていることは国の問題、地域の問題として項目があります。ただ、この中に出てくる中で若干気になっているところは、農作業等の共同企業化、法人化の推進、農用地の確保、農用地の集約化等、農業の経営に関する部分についても多く触れていますが、これらにつきましては、美幌町の施策と、先ほど出てきました美幌町の農業協同組合との施策の部分で、どのような整合性があるのかという質問をしました。

残念ながら美幌町の農業協同組合の計画そのものは、なかなか手に入らない状態なものですから、中身の確認が取れないというのが現状でございます。ここで質問しにくいのですが、美幌町の農協さんのつくっている計画と農業振興計画の中で、方向的に若干議論があるような箇所が見受けられるのかどうか。今、手元にないものですから、何かありましたら、最初をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 農協さんが、JAさんがつくっている美幌町地域農業振興計画、これは2008年から2012年までのものなのですね。実際に今回も私どもが、私どもというか、町がまとめているのが19年から23年ということで、1年農協のほうが早く計画が今つくられております。

そういった中で考えれば、当然、農協の中で整合性は、農協のと、それから町の中では整合性はとっております。ですから、もうちょっとわかりやすく言えば、町という大きな器の中に農協の計画が入っていると、内数として入っているというふうに理解したほうがわかっただけののかなというふうに思っております。

ただ、農協自体がまた組織として今言われ

たように、町とは違ってこれをやりたいというものがあるかという部分については、私も今の知っている限りでは、内数の中に入っているという理解をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 今、その計画書がないのでちょっと質問がしにくいのですが、であれば今後、今、エコファームだとか、イエス！クリーンだとか、環境対策の関係で相当数、生産者の方も補助事業等で動いているのかなと思います。

今現在、美幌町も含めて震災の影響なのかどうかわからないですが、国、道の補助事業がなかなか満額、100%できるという形ではないものですから、これらを踏まえて、今後、我が美幌町の農業政策はどのぐらいお金がつくのかという点も危惧するところでございます。そのために第4次農業振興計画については、相当重要な計画でなかろうかという認識をしています。

第3次計画の評価につきましては、91%以上がおおむね目標どおりという答えになっているところを見ますと、美幌町の農業政策そのものは、美幌町のJAとの連絡の中で9割方はいっていると。残念ながら1割が未達成と、この1割がまた重要なのかという点もありますけれども、これがまたさらにもう1年ありますので、90%の後半になれば本当にいい計画だったという評価ができるのかと。ただ、実証の段階で、先ほど平野部長も言われましたけれども、地区の意見だとか、地区の要望だとか、そういう実証だとかという部分をもう少し取り入れるべきかと思っておりますので、その辺、一つ気になります。

質問としましては、この回答の中にあります計画の中で、課題や問題点がどうだったのかという部分の回答を考えますと、計画時には予想できなかった農業者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少、これまた政権の交代によるというところがありますけれども、戸別所得補償の関係やTPPの問題だと

か、これは本当に外部要因ということはわかりますけれども、私は、第3次農業振興計画の中での課題・問題点というのはここに書いてあるとおり、農業者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少が、この計画の本来の課題・問題点でなかったのかなど。この計画の中で、これが進行してしまったということを考えますと、では、この高齢化対策、戸数の減少、これが美幌町としては課題という認識なのかどうか、町長の考えをお聞きします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 課題の問題でありますけれども、私も19年に策定された農業振興計画を改めてちょっと見ました。

それで初めのページに書いてありますけれども、この当時、19年の当時ではまだEPAの段階であります。象徴的なのはここだと思いますけれども、この4年間の間にEPAから最近ではTPPまで移ってきているということで、さらには先ほども言いましたように政権交代があった。この当時は品目横断の所得補償をしよう、今は戸別所得補償に変わってきているということで、あるいは農業基盤整備事業は、60数%も国の予算削られると、その分を戸別所得補償のほうに充てていると言われているものもあります。

そういったように、この4年間でこうした大きな変化があったということで、そういう意味では私は一番の問題は、やはり今の後継者不足だとか高齢化だとかいろいろ問題はありますけれども、やはり日本の農政のあり方そのものが僕は問題ではないかなと思っております。

農業者が、将来にわたって希望の持てる営農ができるかどうかという、極めて今、揺らいでいるのではないかなと思っております。そんな中、我々の町は基幹産業は農業でありますから、1万ヘクタールの農地をしっかりと守る、そして農地保有合理化事業を使って、担い手に土地を集積できるところはしっかりとやりましょうというのが、こ

の計画の中身だと思いますので、いろいろな課題はあると思いますけれども、私は、やはり国においてもちょっと農業者に対して、将来に対する強いメッセージをぜひとも発していただきたいということは、機会あるごとに言わせていただいております。そういうところから出発して、この町でできることはしっかりと取り組んでいきたい。課題はたくさんあると思いますけれども、一つ一つ地域の関係団体と力を合わせて、乗り越えていかなければいけないと、そんなふうに思っておりますけれども、いかんせん農業は国の大きなシステムの中の動いていくということだけは、どうしようもならない事実ではないかなと、そんな認識をしているところであります。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 町長の答弁の中で、国の問題、世界情勢の関係につきましては、大きな激変を迎えていると。美幌町も含めましてTPPには参加反対という表明をしている中で、今現在、日本がどの方向に向かうかはまだ未知数ということでございますけれども、この第3次計画の中に美幌町の農業所得という表がありまして、所得高が適正に上がっているというような推移の表があります。ただ、同時に美幌町の農業生産110億から105億、100億円という形で推移していますけれども、当然、農業戸数減りましたら農地がふえます。そうなると、売上高が上がる農家さんもいますので、平均から追っていくとバラ色でなく、減った分だけ補えなくなったと。その分、極端に言うと、多くの投資をしている農家さんもあるという現状を考えますと、第3次農業計画の本当に今年度の最終的なとりまとめが、大きなポイントになるのかな。と申しますと、TPPが入っても入らなくても国がどう動いても、地域の農業政策は地域でしっかりと行くと。そのために美幌町が農協とタッグを組んでやるということをおっしゃっている以上、僕は我が町の農業生産者が、どの方向で所得を上げられるのか、ど

ういう形で畑を守れるのかということに大きな力点を置くべきということを考えています。

今、町長の答弁の中に、一つ、僕が確認取りたいのは、第3次農業振興計画の中での問題・課題というのは、先ほど言ったとおり、農業者の高齢化、後継者不足というところが一番のポイントと思っています。

続きまして、重ねて第4次農業振興計画についてにちょっと移ります。

この振興計画の中には、先ほどの答弁と同様に、FTA、EPA、TPP等の課題がありますよということは書いていまして、環境は極めて厳しいと。では、本当にこの中で何が厳しいのか、どういうふうに厳しいのかというのを多くの町民が、余り認識が肌で感じないのかなと。要するに農業は農業、工業は工業、商業は商業という分野の人方は、それなりに情報が入りますけれども、では、農業経営のことが一般町民にわかるかと言われますと、なかなか顕著にわからないと。私は、地方の2万若干の町であれば、まだまだ農商工連携といううたい文句で、今、経済が動いている中ではまだまだ情報を開示、情報の共有が必要かということを考えています。

ここで質問でございますけれども、第3次計画、第4次計画等につきまして、今以上に、町民のひととの懇談だとか意見交換する場というのは、これから予定できるものなのかどうなのか、町長、よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1番の問題は高齢化と農業戸数の減少だという、これも一つの認識だと思いますし、私もこれも一つの問題だと思っています。品目的横断による所得補償のとき、私、物すごく期待したという話は、この場面でもさせていただきました。

今、日本の産業、片一方では失業率が5%と言われている状況で、人があふれている状態です。片一方で人が足りない、では農業所得を上げることによって、他産業からダイナミックに産業間の人口移動が起きるだろうと

というようなことも期待しましたけれども、まさに期待外れでありました。今後の畑作における戸別所得補償がどうなっていくかということに注意していかなければいけないと思っています。

高齢化、それから農業戸数の減少ということで、我々も地元で担い手対策協議会含めていろいろな取り組みをさせていただいておりますけれども、状況としては非常に厳しいというのは言わざるを得ないのかなと、そんなふうに思っております。

それから、どう厳しいのかということですが、やはりTPPに象徴されるように関税の壁を取ってしまうと、やはり一番問題なのはコスト競争の中で農業が崩壊してしまうと、そのことによって地域が崩壊してしまうということが、やはり一番厳しいし懸念しなければいけないことだと思いますし、また、関税は取ってしまうと、どこから、いろいろなものが、食べ物が入って来るわけですから、我々経験しているわけですよ。外から入ってきたもので、安心でないものを食べて、人の命が失われるというようなことで、安心・安全の問題にもつながると思いますので、そういった意味では非常に厳しいという認識はあると思います。この二つが大きい問題ではないかなと思っています。

それから、農商工連携というようなことも必要だということで、これもまさにそのとおりで、商工会議所中央会ですか、のお金を使って商工会議所を中心に農商工連携の取り組みも豚を中心にされておりますけれども、まだ、最終的な結論までいってないようでありますけれども、ぜひとも成功してほしいという思いで、私どももことし60万円、70万円でしたか、当初予算で組まさせていただきましたので、こういう取り組みもしっかりとしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 第3次の振興計画の中身からひもときますと、農地の合理化、要

するに集約化、法人化も含めまして経営基盤の強化という部分も、実は後継者対策含めてあるのかなというところで、今の地域ブランドにつきましても町長の言ったとおり農商工連携で、今回美幌町の補助予算が数十万円。60万円ですか、たしか。僕も実は会議所側の委員でございますので、十分利用させてもらっています。

ただ、これも含めまして、本当に地域でどうやって農業とともに労働者、要するに働く方も確保するかという部分なり、あと自給率の美幌町の考えも第4次が必要かというところで、若干数点質問させていただきます。

まず1点目、食料の自給率という部分で、美幌町の水田の面積が非常にもう少ないというところで、美幌町の食の安心・安全、供給という部分考えますと、国、道の政策に限らず、美幌町で言うところの美幌町の耕作地の中に水田が減っているということに関して、町長はどのような意見があるのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 我々、小さいころは季節になると、時期になるとカエルの声がうるさいぐらい聞こえた、それほど水田が多かったと思います。今は、美禽地区で多分60ヘクタールぐらいだと思いますけれども、しかも加工米、もち米をつくっているということで、結果的に加工されて菓子の原料であるとか……。今、43に減ったそうで、私、覚えているのは60ヘクタールだと思いましたけれども、さらに減っているということで、非常に水田は、畑作もそうでありますけれども、一つの文化だと僕は思っていますので、日本の文化が寂れていくことに対する寂しさが若干ありますし、また、地域のいろいろな環境の循環考えると、やはり水田がなくなることによる保水力の低下というようなこともありますし、そういう意味で環境に対する影響も非常にあるのではないかなとは思っております。

一方で、今、本州の魚沼産のコシヒカリよ

り、かなりおいしくて、いい米が北海道でできるということでもありますから、水田というのは、やはり極めて技術の結集がされているような農業だと思うのですね。天候だとか、植えるときの時期だとか、いろいろな言い伝え含めて日本の文化だと思うので、私はちょっと寂しい思いはしますが、これも国の減反対策で減らされて畑作に変わってきたというようなことでもありますから、これはこれでまた一つの結果だと思いますけれども、今からもう1回戻すということには、なかなかならないのかなと思ってちょっと寂しい思いはしております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 国の施策、道の施策というところで地域が翻弄されているというのが、農業政策の大きな部分だと私も感じています。であれば、今、町長の言うとおり、今、残っている美幌町の水田を長く維持してもらおう、こういう政策も私は必要かと思っています。

続きまして、労働力の確保ということで町長に質問いたします。

先ほど、高齢対策だとか、先ほどちょっと話していました担い手の花嫁対策も含めまして、本当に個々の農家さんの働き手が、多分減ってきていると。統計でも減っていますけれども、重ねて従事する作業、携わる、要するに短期的なパート、春・夏・秋に短期的に集中するという労働力も実際経験者もどんどん減ってきているという中で、私は美幌町の産業の労働人口の構成比率から見ましたら、そちらに労働集約を少しあっせんできないのかという労働対策という意味合いでも、農業政策と労働対策、担い手対策というリンクする政策が必要な時期が来たということで、第4次計画に向けてこの辺町長の考えなり、意見があればお尋ねします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 農家の労働力ということで、ここ6年ぐらい前から農家子弟がほかの作業に行って帰ってくると。そして自分

の生まれ育った家を継いでいくというのが十数名、二けたほどあったのですけれども、ここ2年ぐらいですか、ちょっと二けた割って一けたになっているというようなことにあります。

ただ、これだけ帰ってきていただけるというのは、やはり後継者不足の中で非常にいい傾向かなと。それは私どもがやっている政策の中で、新規農業従事者に対する支援含めて、そういったことも評価されての農家子弟が帰ってくるという、新たに農業従事に当たるという結果なのかなと思っておりますけれども、あと、そういうこともやはり続けていって、後継者をしっかり見つけていくということも重要だと思いますし、ただ、ちょっとアレルギーある部分で言うと、法人化を進めて、法人化の中で例えば農業に従事する人をたくさんそこで働いてもらうという方法も一つあると思いますけれども、なかなか法人化も一家一法人のところを抜けきらないというようなことがありますので、こういったことも取り組まなければいけないのではないかなと思っておりますし、短期労働者、いわゆる昔で言う出番さんだと思いますけれども、これにも随分御苦労されていると聞いております。

今、人材派遣会社の方、そういう会社で一部そういうところにも行っておられるというような話を聞いておりますけれども、ただ最近、農家も大型機械化されて、人手でなくて機械力でやってしまうところ多いように聞いておりますけれども、ただ、少ないというのが現実にあると思いますので、こういった対策もやはり考えなければいけないかなとは思っております。

ちょっとこの労働力とは違いますけれども、例えば、ここのえくぼ福祉会が、みらい農業センターに行って、サヤインゲンの選別をやっていただいて、これが軌道に乗っていけば、一般農家の方にもいろいろな農業のお手伝いできるというようなことも可能になってくると思いますので、そういうのも私ども

としては支援をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 今の福祉団体と農業の連携もよしと、僕、思いますよ。ただ、本当に美幌町の今、ことしの数字はわからないのですけれども、美幌町民のうち1万人超えた方々が、労働力として所得税を払っている。ただ、残念ながら働いている相当数が所得が上がっていないというのも現状かなと、その中で私は、美幌町の基幹産業であるという位置づけであれば、その労働力をどう導くのか、これはしっかり第4次計画に入るかどうか、確認したいという気持ちであります。

重ねて、同じく第4次計画に向けてという意味合いでの質問でございますけれども、今回、大雨なり降ひょうという形で先ほども質疑の中でしましたけれども、多くの圃場と水路だとかそういうところの被害が出ているというのは私も見ています。極端に言えば、美幌町の担当部局も日夜そこに駆けつけて確認作業をしているというところもわかっておりますけれども、ここ数年そういう異常気象、突然とする災害が単発的に起こるということを考えますと、今後、美幌町の土木予算等の中に、こういう圃場、もしくは水路、道路の維持費を、金額を増額するべきという時期かな、これは異常気象が続くという部分を予定した場合ですよ。こういう部分も土木、建築の雇用対策と考えれば、やはり急ピッチで整備対策を急ぐべきと。本当に水路、開水路、道路側溝、数年来改修してない、保全していないという箇所がだんだんふえてきているのかなと。私の見る限りでは、年、何千万円単位で数年間続けなければいけないものでないところで、これも第4次計画にぜひ方向性が入ればいいのかと思っております。

あと、一つ、町長に考え方がどうなのかという部分がありまして、健康管理という部分でございます。

個々の農家さんも個人経営でございますの

で、当然、農協さん通じては集団検診等もしていると思いますけれども、農業戸数が減ってきて仕事の作業量もふえてきているという中で、どうしても健康管理について、美幌町の計画の中で強くその方針を訴えてはどうかと、そういう部分も農業を守るという意味合いでの対策としてどうなのか、健康管理という部分で、町長はどのように、何か意見があれば。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 最近、異常気象ということで大雨が降ったり、片方で干ばつがあったり、あるいは、ひょうが降ってみたりというようなことがあります。ひょう、あるいは干ばつを防ぐというのは、なかなか難しいと思いますけれども、究極的にはやはり土地基盤整備をどうするかという話だろうと思います。

ですから、土地をどういうふうにするかというところが、これを地元だけでこの解決すれというのは、なかなか難しい話でありますので、我々従来言っているように、引き続き土地基盤の予算をしっかりとつけていただいて、そして道は、それにパワーアップ事業みたいなものを上乘せして、農家負担を少なくして、6%、7%に抑えて、しっかり土地基盤整備をできるようにしなければいけないと思っております。

特に、雨なんかの影響で大型機械が入って畑自体固くなって水がたまる、そういった意味では例えば暗渠を入れるだとか、そういうことはやはり土地をいじるということは極めて重要だと思いますので、先日、きのう、おとついでですか、道議会がひょう被害のときに、地元の声を聞きたいということで私も出席させていただいて、ひょう被害のこと以外に、農業基盤整備のことをしっかり取り組んでほしいという意見も申させていただきました。そんなので、基本的にやはり土地基盤整備のほうでしっかり取り組んでいくということが重要ではないかなとは思っております。

健康づくりについては、農業の皆さんだけ

でなくて、町民の皆さん全体に言えることでありますから、午前中も答弁させていただきましたけれども、町民全体の健康を守るという立場で、農業者の方も含めて健康づくりのために、我々はいろいろな方策をとっていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 健康管理につきまして、あと農業基盤、あとは農業の経営の関係だとかも含めまして、本当に基本的な部分でありますので、ぜひ健康管理という部分では、まだまだエキノコックスの関係だとか、飛散防止型のスプレーヤーの導入だとか、これについてもまだまだ論議したいところがございますが、これは次回の一般質問で、また論議したいと。

大きい2点目に入ります。

公営住宅の長寿命化計画ということで、先ほど回答の中でも大きく2点ほど注視したいところありまして、まず1点目は、この計画そのものが前議会中に配られるのかなと。3月までに終わるのかなと思ったのですけれども、3月に間に合わなかったようなので、今回の一般質問で確認を取りたいと思います。

この中に書いていますまず1点目として、アンケート等の中で早くやらないといけないなというような言い方になっていきます灯油の集中供給の部分があります。この集中供給についての予算措置がどのようになっているのか、また、24年から運ぶとなりますと、具体的にどういうふうな流れでもっていくのか、また、この計画が少しでも早くできないのか、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実は交付金の対象になるということが、長寿命化計画を立てなければだめだということで、1回目に答弁させていただいたように、私も計画としてまず真っ先に取り組みたいのは、やはり4階建てのところ灯油配送車が来て、供給口を持って上がるということはまずだめだと。ポリタンクで業者の方が上げるというのもだめだと

ということになれば、入居者が自分で運ぶというようなことでありますから、これはお年寄りにとっては非常に難しいということでもありますので、私はまず高齢者の方、あるいはハンディキャップ持っている方が、2階でも3階でも大変だと思いますけれども、そういうところで冬6カ月間、雪に埋もれて過ごす中では灯油は極めて重要なので、ぜひともこれを真っ先に取り組みたいということで、実はこういった交付金事業がありますので、来年以降実現できるようにということで、ただいまちょっと打診をしているところでありますので、これがオーケーということになれば、ぜひともこのことからまずは取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

また、その他の長寿命化するためにいろいろなことを考えておりますけれども、それは計画書の中に載っておりますので、それをごらんいただければなと思っております。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦議員、時間のこともお考えください。

○6番（松浦和浩君） あと、5分ありますね。

今、補助事業等が決まる決まらん以前に、美幌町の予算としてしっかりと取り組んで、この計画は実行するのだという気持ちは、多分、町長にあるのかなと思っておりますので、この部分についてはしっかりとした具体案を早急に提示されまして、地元業者、そして住んでいる方々が一刻でも早くいい暮らしができる。同時に、窓の寒さの関係もありますので、補修工事も必要かと思っておりますので、ぜひ町長の予算措置が24年度の予算でどうなるのか、楽しみに待っています。

続きまして、最後の確認になりますけれども、用途廃止事業ということで、私もこの中見ていて、何か空白があるページがあるなど思って見ていたのですけれども、美園公営団地の老朽化が著しいということで、今後、この検討に入るという旨の回答でございますけれども、私、借り上げ公営住宅等の指針のと

きに、町の中に人を集めると。少しでも町に活気を出そうという方針があったのかなと、その中で今、借り上げ公住が数棟ほど町にあると。中心市街地活性化基本計画もできたということで、それ以降、新たな公営住宅の新設については、新町に道営住宅できたという部分でもうとまっている。そうすると、美園公営住宅が今後町中に移転するのか、今の場所で改修するのか、同時に古いということでも金額的にも相当安い形になっているところもあるということを見ると、これらの団地の移転場所、団地の位置、高さも含めてどうするのか。そして、この計画が10年後なのか5年後なのか、もう既に老朽化になっているという現状を考えて、町長の具体的にこの計画に乗り出す時期はいつぐらいから本格的な検討に入れるのか、再度、町長の気持ちをお聞かせ願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 長寿命化の計画ごらんになったらわかると思いますけれども、まず、修繕的な先ほど言った灯油の供給できるようなシステム、こういったものをまずやって、建築のほうはしばらくちょっと置かなければ、財政状況含めて考えるときに、やはりもうちょっとしばらく時間をかけなければいけないと、そんなふうに思っております。

その間に、やはり公的な住宅を供給する環境がどうなのかということも考えないといけないと思っております。老朽化したから、すべて同じ部分を建てかえるかということには、なかなかきれいなのではないかなと思っておりますので、そういった推移も見定めて決めないといかんと思っております。いま、ここ二、三年の間ということにはならないのではないかなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 公営住宅が、私、町中に少しでも多くなるべきという考えを持っているものでございますけれども、美幌町以外から多くの人の流入政策、これは町を活気づける施策の基本だと思います。であれば、

公営住宅も含めまして、町並み、町中に人を集める計画、政策、町外以外からも集める。津別町は、公営住宅の部分、津別町に働かなくても公営住宅に入りませんかというようなやり方をしたり、人を集める政策をうまく使っていると。私も、美幌町の公営住宅の建てかえではなく、今後、持ち家制度の考え方、貸家業との考え方も含めまして、新たな公営住宅の考え方に、視野に立つべきと思っていますので、これについてもまた再度、町長に意見、議論という形でやりたいと思います。

町長に、最後、聞きたいことがあります。公営住宅に係る費用、今後、大きくなると思いますけれども、できれば早いうちに改修工事に手をつけてもらいたいということで終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 本当に一番困っているのは4階とか3階の方が、非常に若い人でも大変だと聞いていますので、これは先ほど言った交付金が決まれば、ぜひとも来年からやらせていただきたいなと思っております。

あと、我々、今まで取り組んできたのは、平成14年だったと思いますけれども、町中に居住していただくということで59戸借り上げ公営住宅やりました。これも全道に先駆けてやったということで、そういった意味では一定の効果があったのだらうと思いますし、また、シルバーハウジングも旭団地のほうに30戸つくってありますし、また、極めて厳しい状況でありましたけれども、駅前公道営住宅も建てていただきました。

そういった意味では、町中誘導が結構できたと思いますので、あと、住宅政策とちょっと離れますけれども、中心市街地をどうするかという問題の中でまた考えなければいけない問題ではないかなと、そんなふうにあります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、6番松浦議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は、3時といたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、教育行政についてと福祉行政、2項目について通告してございますので、説明をしながら質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、（仮称）文化ホール運営についてということでございますが、これは町民の念願でありました（仮称）文化ホール建設工事につきましては、着々と進められており、平成24年6月29日には完成の予定とのことですが、文化活動をされている方々からは、喜びの声が聞こえております。

その反面、心配されているのは維持管理費と運営方法についてではないでしょうか。オープンまでには1年余りの期間がありますが、取り組みの内容によっては時間を要するものもあるのかと思われます。今後、どのような取り組みをされようとするのか考え方について、お示しできるものがあればお聞かせください。

2点目の特別養護老人ホーム緑の苑の経営移譲後の連絡体制についてということで質問させていただきますが、平成22年4月1日に、社会福祉法人恵和福祉会に移譲されてから1年経過いたしました。民間のノウハウを生かして、より充実したサービスを提供していただいているものと期待をしているところですが、恵和福祉会との連絡体制についてはどのように行われてきているのか、取り組み内容についてもお示しできるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上の2点ですので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えをいたしたいと思ひます。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

福祉行政について、特別養護老人ホーム緑の苑の経営移譲後の連絡体制についてであります。平成22年4月1日の特別養護老人ホーム緑の苑の経営移譲後、運営主体である社会福祉法人恵和福祉会では、即応性のある民間のノウハウを生かして、これまで廊下床の張りかえやボランティアルーム及び相談室などの整備を行い、現有施設利用に伴う改善を図り、利用者サービスの向上に努めてきております。

また、施設利用者の衣料品等についても御家族などの方が必要に応じて購入されておりましたが、町内の4店舗の御協力をいただき、施設内に出張店舗を開設して、直接施設利用者の御本人が希望されるものを購入することができ、大変喜ばれる取り組みなどを行ってまいります。

さらに、施設介護サービスの提供における向上につきましては、経営移譲後、介護施設におけるの接遇研修、生活援助場面での介護技術、ひとりの心を見詰めるケア研修、認知症の人の心理とその支援研修、ケアマネジメント研修、介護看護職員研修などの派遣研修及び内部研修を平成22年度において41回実施し、介護資質向上のため努力されてきております。

また、新型特養の平成24年4月完成を前に、これまでの集団介護からユニットを単位とする個別介護へ移行するために必要な研修派遣や現有施設の中ではありますが、ユニットを単位とする介護システムの取り組みとして、現有施設の各棟を単位とする介護方法の取り入れなどを行い、利用者サービスの向上に努めてきています。

御質問の連絡体制にについては、経営移譲後において施設を利用されます方々へのサービス提供の向上を図るため、毎月定期的に緑の苑と町とで平成22年5月17日から

打ち合わせ会議を開催し、運営状況等の協議を行い、これまで10回の協議を行ってきたところであります。今後におきましても、利用者の方々が安心して施設を利用できるよう、緑の苑と定例の協議を行い、利用者サービスの向上と安心して利用できるよう最大限の配慮を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは教育行政について、（仮称）文化ホールの運営についてお答えを申し上げたいと存じます。

（仮称）文化ホール建設工事につきまして、東日本大震災の影響が懸念されておりましたが、鉄骨等の搬入での幾分の影響があったものの、順調な進捗状況となっているところであります。

御質問の（仮称）文化ホールの運営についてであります。これまでも議会に対して説明しておりますように、（仮称）文化ホールを含む町民会館について、施設の管理運営については、これまでどおり町が直営で行うこととしております。具体的には総務部が所管し、町民会館と同様に、貸し館として一体管理を進め、ホールの運営については教育委員会が対応することとしております。

その中で文化団体等への支援体制の強化を行うことや、舞台機構、音響、照明の専門技術者育成等の支援を図ることといたしております。今後の取り組みといたしましては、施設や備品の使用料を定めるための町民会館条例の見直し、愛称の募集、さらには文化団体等に対して継続的な支援強化につながるようなオープニング事業の検討などについて、現在、鋭意進めているところであります。

今後におきましても（仮称）文化ホールが、文化活動の拠点施設として、より効率的、効果的な管理運営となるよう検討を重ね、万全な対応をとってまいりたいと考えて

おりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君） まず、文化ホールの運営について再度質問させていただきます。

御答弁いただきましたように、施設の管理運営については町が直営で行うということが、これが一番理想的なのかなと判断しているところでございます。ホールの運営については、教育委員会が深くかかわることで利用促進を図れると考えられるからです。

今後、取り組まなければならない課題としては、まず一つ目には、舞台機構、音響、照明等の専門的技術者について、この専門的な技術者を配置をするのか、また、イベントごとに来ていただくのか。

もう1点は、文化団体、または一般の方々にも興味、関心のある方に技術指導の機会を重ねて習得していただくなど、具体的な取り組みが大事ではないかなと考えているところですが、もしこの件についてお示しできるものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） ただいまの御質問でありますけれども、管理運営については、基本的には町が管理運営をするということでありまして、今、お話がございましたホールの舞台ですとか照明、音響等につきましても、教育委員会がというか、町が専門技術者という組織といいたししょうか、会社もございまして、そこから委託という形になるかというふうに思いますが、技術者を当面配置をいたしたいと思っています。

これが未来永劫、技術者をずっと配置するかどうかというのは、今後の運営の状況によって、これはまた判断しなければならないというふうに思いますが、当面そういう技術者を配置しながら、ただいまお話がありましたとおり、文化団体、あるいは町民の中で、こういう施設の管理に興味のある方も

含めて、その専門的技術者から操作も含めて技術指導を受けて、ホールの使用に当たって、まさに舞台だとか音響だとか専門的に高度なものを求めるような舞台というのでしょうか、催し物があつたときは、それぞれいろいろあるのですが、それなりに今の施設、使い勝手のいい施設を目指して頑張っておりますので、その中でそれなりに操作ができるような方たちが美幌に養成をされれば、これまた経費の面や何かも含めて、より運営上、使われる方にとってもいいだろうというふうに思っていますので、ただいまお話がありましたような方向で当面管理運営を進めたいと、このように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君） 私も、この舞台の音響ですとか機械操作については、一般の方も多分興味持っている方もいらっしゃると思えますし、今までかかっていた人たちもいるということで、ぜひそういう人たちに、たくさんの人たち、そういう人たちを募って、その中で運営する方法も一つには考えられるのかなというふうに思っています。

特に、教育委員会の皆様方は、今回のホールに関しては、近隣町村で先駆けて取り組まれているところ、自治体もたくさんありますので、そういうところのいいところだけを参考にさせてもらうことも必要なのかなというふうには考えています。

もう1点、もう一つ大きな課題というのは、利用促進ではないかなというふうに思っているところなのです。御答弁にもありましたように、文化団体への支援体制の強化ということであつたわけでありましたが、具体的にはどんなことを考えているのかなというふうな思いがありますので、お示しいただけるものがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 本当に舞台の運営といいたししょうか、舞台・音響・照明の運営でありますけれども、本当に町民の皆さん方

に、ある部分でその操作も含めて、ぜひそういう方向に進みたいというふうに思っています。

そのためにも先ほど申し上げましたですけれども、当初、いきなり操作しようとしても難しい話でありますから、専門の技術者その中でしっかりそういう体制を組んでまいりたい、このように思っています。

また、近隣の運営状況、これは当然のことでありまして、ある意味ではいいところ取りをしたいなど、このように思っております。

それから、文化団体等の育成ということでの御質問については、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 文化ホール建設準備主幹。

○文化ホール建設準備主幹（石坂 聡君）

今、坂田議員がおっしゃいました稼働率という話になるかと思えますけれども、新しくホールができます。できるだけ身近なホールになるような利用拡大という話になってこようかと思えます。それは、利用する場合の料金の話とか、チケットを売ります。各団体さんが事業展開するときに、自分たちで全部賄えるものではございませんので、それを下げるような要素をどこかにつくらないとならないでしょうということで、使用料の話とかそういう設定も含めて整理をしていきたいと。それによって利用が広がるような話をしていきたいと。

それと、それぞれサークルさんが行う事業に対する積極的な支援というか、鑑賞事業とかそういうものをやる意味での事業というのは拡大する要素はありますけれども、一瞬で終わるような要素もございますので、できればそれを継続を持って整理するという意味では、そういうサークルさん、団体さんに対する支援、援助という話は、していかないとないと思えます。

それと、文化の底辺が広がるような例えば小学生とか中学生に対する、俗にアウトリーチ的な授業についても展開するような話が必

要になってくるかなと。あとは、それぞれ多くの町民が文化ホールを鑑賞事業とか、創造活動の拠点としての話がありますので、多くの町民が参加できるような事業展開ということになっていくかなと。そういう意味では、そういうことをやることでホールの利用拡大につなげていきたいと思っています。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、私が申し上げようと思ったことを先に言われてしまったかなというふうに思いますが、活動団体、今の活動団体というのは平均高齢化して、団体数も減少にある傾向ですよね。そんな中では新たな活動団体の取り組みとして、例えばジャンルの拡大とか、例えば子供たちを対象としたそういう団体だとか、または若い人たちの層を含めていろいろな年代層の団体というのも育成から始めていかなければいけないのではないかなというふうに思うのです。新しい団体を来るのを待つのではなくて、育成を含めて取り組んでいかなければならない問題でもあるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ、そのことについても早くから取り組んでいただければというふうに思います。

今、主幹のほうから説明いただきましたように、いろいろなことを考えて、そろそろ準備の段階に入っているのかなというふうには思うのですが、いずれにしても思いだけをめぐっていたのではどうにもなりませんので、一日も早いそういう活動というか、組織づくり、体制づくりというのに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほども教育長もおっしゃられていましたように、すばらしい施設で一人でも多くの人にかかわっていただいて、美幌の文化活動の拠点施設として、より効率的で効果的な運営に私は期待していきたいなというふうに思っております。

先のことも申し上げましたけれども、専門的技術者の養成ということでは、早いうちか

ら町民の人に声をかけて参加者を募って、その上で早い段階で取り組んでいただければというふうに思いますが、今からいつごろの時期と言ってもなかなか難しいかもしれませんが、早い段階で取り組んでいただければと思いますが、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 今、一つの例を挙げてお話がございましたですけれども、いわゆるホールにかかわっていただく方たちの組織化と言っているかどうかわかりませんが、それも実は建設が、御承知のとおり24年6月29日が完成を見るということであり、実際に設計上どうのとかいろいろ言っても、これまた難しいというか、なかなか御理解をいただけないのだろうというふうに思います。ある程度、施設がこういうものであるというものができてきた段階で、具体的なその検証に入るということから、当然、その前には、携わっていただけるような方たちの組織化というのは、その前段でやらなければならないというふうに思っています。

今、お話があつて直ちにあしたから取りかかるという話はなかなか難しいのでありますが、タイミングを見はからってしっかり対応したいというふうに思っていますし、今は、当面、施設がもうそろそろ実は鉄骨が組み上がってきます。施設がどういうもの、それがしっかり建物としてでき上がるということに、所管としては注視しておりますし、さらには愛称の募集ですとか、あるいは料金体系がどうであるとか、さまざまな分野がございますので、それぞれにタイミングを失しないように対応してまいりたいと、こういうふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君） 教育長の答弁にほかなりませんが、これ以上言う必要はないと思っていますのですが、形も見えない中で、なかなかいろいろなものに早く取り組んでくだ

さいというのは酷な話かもしれませんが、ただ、やれることは町民の人たちに理解を求めて、一人でも多くの人にかかわってもらうことによっていい運営ができたり、いいホールの運営の仕方ができるのかなというような思いもありますので、ぜひそういうところを考えていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、特別養護老人ホームのほうに移らせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 坂田さん、答弁はよろしいですね。

○9番（坂田美栄子君） 答弁、いいです。何回も同じこと聞いていますので、はい。

それでは、特別養護老人ホームのほうを再度質問をさせていただきますけれども、先ほど答弁いただきましたように、即応性のある民間のノウハウを生かして、確かに今まで取り組まれていなかったもの、中には衣料品についても施設内に出張店舗を開設して、直接、施設利用者の御本人が希望されるものが購入される、こんな取り組みはすばらしい取り組みだなというふうに感じているところでもございます。

介護サービスの提供についても介護資質向上のために、さまざまな研修事業等を実施されていることについても、民間ならではの取り組みだなと、十分理解はしているところでございます。

ただ、残念なことがあります。こんなにすばらしい取り組みをしているこの施設なのですけれども、一部のこととしてしか御理解されていないかもしれませんが、たまたま入所者、また家族の方たちとの対応の中で、数回にわたってこの施設が気に入らないのであれば、行きたい施設に行ってくださいと言われて、そのことが原因で心筋梗塞が起きたにもかかわらず、なかなか病院に連れて行っていただけなかったり、つらい思いをしたりして、生きる望みをなくしてしまわれたりしている方もいらっしゃると思います。家族の方についてもノイローゼぎみになられたかということ

を伺っております。このようなことはあってはならないことではないかと、私は思っているところです。

そこでほかにも苦情として多々あるのですが、相談窓口としては自治体に対応することになっています。サービスを低下させないという町民の方々とのお約束だったと思うのですが、どのように連絡体制をとられ、対応されているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問の件でございますけれども、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、基本的に22年4月1日以降から、民間に移っても利用者のサービスの向上のためにということで、打ち合わせを緑の苑とやっております。

そんな中で相談窓口については、基本的に緑の苑の中の生活相談員がいますので、その方にまず相談窓口は行きます。

その中で体制的にどうなのか、今言われた細かな事例もございましたけれども、本当にどうなのかなということも検討されたようでございます。その中で、私のところにも電話来ましたが、一例のことだけちょっと話しますと、入所者から家族に言った、家族からまた介護する者、そして役場に来るといったことの中で一番大事なことは、緑の苑においては、本当に入所者のために職員挙げて、どうやったらいいかということでサービス向上に努めているのが現実です。ただ、聞いていく中でどうしてもその話が、入所者から家族に言った場合とちょっと伝わっている部分が違うということがそういう話になったかと思えます。

そういう中で、今後についても定期的にそういうことも含めて打ち合わせ等を行いながら、サービス向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

先ほど言われたことについては、そういうことではなくて、いわゆる一生懸命介護職員がやることに対して、いろいろなことに対し

て要望出てくるものがあるものですから、決して出て行けということではなくて、本当に改善するために、入所者のためにと思ってやったことでありますので、そこら辺についても家族の方とそれと我々打ち合わせの会議中でもその話をしましたので、そういうような話については、ちょっと誤解があったということで、それについてはそういう話ではないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、部長のほうからもお話がありましたけれども、確かに生活相談員、それから家族の方、入所者の方、生活相談員の人たちの話が少しずつ食い違っているのはあるかもしれません。だけれども、ただ、現実としてこういう苦情が間違いなくあったということに対して、町がきちっと対応しなければならぬということになっているはずなのです。私も規約を見せていただきました。その中で、内容が違っているからということではなくて、やはりそういう苦情があるということに対して、町がどう対応していくか、恵和会の連絡体制の中でそういう問題点があるとすれば、どんな方法で解決策を見出していくかということが、私が行政側の役割ではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の私の認識が違うのか、それともそちらの認識が違うのか、そこら辺ちょっと私には理解しかねる点がありますので、やっぱり対応の仕方について、もう少しきちっとした対応ができるように取り組んでいただきたいなというふうに、私の思いです。入所者の思いだと思って聞いていただきたいなというふうに思えます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 具体的な経過について今御指摘ありましたけれども、最終的にはそういった入所者の方が協定を結ぶと、坂田議員おっしゃるとおり、役場のほうにも相談に来たりします。

それでそういったことも含めて定例打ち合

わせの会議、緊急の場合については民生部が行って、向こうの施設長、それから介護職員、それからケアマネジャー、生活相談員入れて、その事例について検討します。

御指摘の点については、そういった話が先ほど言ったように、そういう本人を介護サービスするために言った内容が、そういうふうにとられたというような感じでございますので、決して緑の苑側でそういった話がされたというふうなことではございませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田さん。

○9番（坂田美栄子君） 話としては、私としてはわかったような、わかっていないような内容なのですけれども、いずれにしても利用者の方々が安心して施設を利用していただくために、そういう連絡体制だとかいろいろな組織をつくっているわけですね。だから、そういうものを最大限配慮していただくべきものではないかなというふうに思います。

定期的に先ほど説明がありましたように、連絡体制もしっかりと取り組まれているという話もありますので、そういう入所者、家族の方の話が再三出てくるようでは、連絡体制がしっかりしていないのではないかとというふうには私は思うのです。だから、そこら辺のことを行政側が中心になって連絡体制の中で、十分、利用していただく方たちのために安心して施設介護を受けられるための連絡調整を果たしていただきたい、そんな思いで今回出させていただきました。

私も恵和福祉会の方々が、決していろいろなことをしてくれていないとかと、そういう思いで話しているつもりは毛頭ございません。先ほど、最初にも申し上げましたように、民間のノウハウを生かして、本当に充実したサービス提供をしていただいているなどという思いは持っているのですが、やっぱり苦情が来た場合にはきちっと対応できる、そういう連絡体制だけはしっかり行政側として取

り組んでいただきたい。本当に安心して利用できる施設として、これからもきちっと取り組んでいただきたいという思いを込めて、今回は出させていただきましたということなので、御理解していただきたいと思います。

本当に私たちも、いつそういうところでお世話になるかわかりませんが、安心して施設利用できるという状況だけはおききたいということで今回質問させていただきましたので、取り組みのほどよろしく願いたいと思います。

その意味を込めて、私の質問これで終わらせていただきますので、答弁だけお願いします。

○議長（古館繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 緑の苑の問題ですね、今、いろいろ御指摘ございました。私もその話は聞いておまして、本当に大変遺憾なことであるなということで、対応に当たったところでございます。私は、直にその話を当事者から聞いたわけでありませんが、民生部長以下で対応したところでありますけれども、本当に経営移譲のときもそうありますが、こうしたことは起きてはならないことでありますし、坂田議員さんが御心配されることはあってはならないということで、私どもも十分これからも対応してまいりますし、今回の件につきましては、お互いのいろいろな食い違いが、今、部長が説明したとおり、いろいろなその間に意見の食い違いとか、そういう相違があったということではありますが、結果としては解決をしたということで、決して今の恵和福祉会の対応がまずかったとかそういうことではなくて、そのことについては入所者の方に理解されながら、今も入所していただき、利用されているということでございますので、私どもは解決したと思っていますし、また、そういう苦情については私どもも今後も十分、坂田議員さん御指摘のとおり、もとより責任を持って対応していくということに、全く変わりはないわけでありまして、今、御指摘の点、改めて

また私どもも意を用いながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、民生部長、そして副町長から答弁あつたように、私のところも直接そういう電話が御本人からありました。それについて、早速指示をして話をさせていただひています。

どういふ状況の中で、どういふ言葉が使われたかわかりませぬけれども、しかし、仮にもサービス事業者がそういうふうを受けとめられるということは、極めて遺憾なことだと思ひておりますので、それはまた事実関係はつきりさせて、しっかりと指導したいと、そんなふうと思ひております。

ただ、今、まさにこれから新しい特養ができて、16床の増床を図る、そしてよりよい環境の中で皆さんに利用していただきたいという思ひがありますので、できれば多くのサポーターをつくって、この町において必要のないという施設でなくて、本当にいい施設になっていただくことを我々も願ひていますし、そのような方向で進めていきたいと思ひますので、ぜひとも御理解をいただきたいと、そのように思ひます。

○議長（古館繁夫君） 以上で、9番坂田さんの一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（小林 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は散会します。

御苦勞さまでした。

午後 3時36分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員